

2019 年度版

汚 染 負 荷 量 賦 課 金

申告・納付の 手続き

手続き

「ペイジー (Pay-easy)」による
電子納付がご利用いただけます。
(→ 41 ~ 45 ページ)



独立行政法人
環境再生保全機構

● はじめにお読みください	2
・ 申告・納付の流れ	2
・ 公害健康被害補償制度について	3
・ 制度の概要	3
・ 汚染負荷量賦課金とは?	4
・ 汚染負荷量賦課金の申告・納付について	4
・ 法的義務・罰則など	6
・ 申告手続きの解説動画について	6
● オンライン申告について	7

はじめに

● 申告書類を用意する	8
・ 申告書・算定様式・添付書類の選び方	10

準備

● 用紙申告の流れ	12
● オンライン申告の流れ	14
● オンライン申告システムの使いかた	16
● FD・CD 申告の流れ	34
● FD・CD 申告時の留意点	36

作成のしかたについて、詳しくは別冊の「汚染負荷量
賦課金 申告書類作成マニュアル」をご覧ください。

申告

● 汚染負荷量賦課金の納付	38
● ペイジー (Pay-easy) での納付	41

納付

● 誤りの多い事例	46
● FAQ	47
● PCの使用上のトラブルなど	50
● エラーなどの一覧	55

困ったとき

● 商工会議所一覧	57
● 関連法令集	58
● 他社商標について	64
● 各書類の入手のしかた	65
● 代理人選任・解任届出書	66
● 電子申告等届出書	68
● 識別コード送付先変更連絡票	70
● 名称等変更届出書	72

必要なときに

はじめにお読みください

用紙申告、オンライン申告、FD・CD申告で内容が異なる場合、右図のアイコンで区別し、説明しています。

- 凡例
- 📄 : 用紙申告
 - 🌐 : オンライン申告
 - 📀 : FD・CD申告

申告・納付の流れ

「汚染負荷量賦課金 申告・納付の手続き」(本書:以下「**申告・納付の手続き**」)および「汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル」(別冊:以下「**作成マニュアル**」)をよくお読みになり、下記手順にしたがって、適正に申告納付いただきますようお願いいたします。

申告の期限:2019年5月15日(水)

初めてオンライン申告するときは

あらかじめ、「電子申告等届出書」を作成し、代表者印を押印のうえ、独立行政法人 環境再生保全機構まで提出してください。(68～69ページ)

法人名・住所に変更がある場合は

あらかじめ、「名称等変更届出書」を提出してください。(28～31、72～75ページ)

本書をご覧ください

1 申告書類を用意する

- 「申告書類を用意する」(10 ページ)のチャートにしたがって、申告書類またはExcel雛型ファイルを用意してください。

申告書類の入手のしかた

📄 **用紙申告**: 管轄の商工会議所から申告書と昨年の申告に使用した算定様式と同じ様式が送付されます。不足がある場合は管轄の商工会議所にお問い合わせください。

🌐 **オンライン申告**: オンライン申告システムにログインし、ダウンロードしてください。

- ログインするには、機構から発送される認証情報が必要です。認証情報は、「電子申告等届出書」により届け出のあった担当者に対して、機構から郵送されます。

📀 **FD・CD申告**: 以下のいずれかの方法で入手できます。

- 環境再生保全機構のサイトからダウンロードしてください。
- 商工会議所にFD、CD、USBメモリーなど(以下「**メディア**」と呼称します)を持参し、ファイルを保存します。

2 申告書類を作成する

- ① 各種データや基礎資料などを用意する。
- ② 必要に応じて、硫酸化物排出量(SOx排出量)の算定のための添付書類を作成する。
- ③ 各種データ・添付書類をもとに、所定の算定様式を作成する。
- ④ 算定様式をもとに、申告書を作成する。

3 申告する

- 申告前に、必要な申告書類・Excel雛型ファイルがそろっているか、確認してください。
- 用紙申告、FD・CD申告の場合、申告書に押印もれがないか確認してください。

📄: 申告に必要な書類一式を持参または郵送で、管轄の商工会議所に提出してください。

🌐: オンライン申告システムにログインし、作成した全てのExcel雛型ファイルを送信してください。送信後は、忘れずに送信記録を印刷し、大切に保管してください。

📀: 下記を持参または郵送で、管轄の商工会議所に提出してください。

- Excel雛型ファイルを用いて作成し、用紙に出力のうえ、押印した申告書
- 申告書を含む全てのExcel雛型ファイルを保存したメディア(FD、CD、USBメモリー)

4 申告後にしていただきたいこと

- 提出した申告書類は、大切に保管してください。

📄: 各申告書類の控えを保管してください。

🌐📀: 申告したExcel雛型ファイルと送信情報を出力し、保管してください。

※ 過去5年分の申告書類作成に使用した原始帳票類も、併せて保管してください。

- 汚染負荷量賦課金を、忘れずに納付してください。

別冊の「申告書類作成マニュアル」をご覧ください

本書をご覧ください

項目	内容	条文（法）
性格	民事責任を踏まえ、公害によって生じた健康被害の損害をてん補する。	第１条
対象	大気汚染の影響による健康被害としての慢性気管支炎等の４疾病。	第２条
認定の考え方	大気汚染による疾患（ぜん息等）については、大気の汚染の影響によるものとして認定するための制度的取り決めとして、「指定地域」、「ばく露期間」及び「指定疾病」の３要件を定めている。	第４条
補償給付の種類	(1)療養の給付及び療養費 (2)障害補償費 (3)遺族補償費 (4)遺族補償一時金 (5)児童補償手当 (6)療養手当 (7)葬祭料	第３条
公害保健福祉事業の種類	(1)リハビリテーション事業 (2)転地療養事業 (3)療養用具支給事業 (4)家庭療養指導事業 (5)インフルエンザ予防接種費用助成事業	第４６条
費用負担	(1) 補償給付費 汚染原因者 … 全額 …… 汚染負荷量賦課金…８割 自動車重量税引当…２割 (2) 公害保健 国 …………… ４分の１ 福祉事業費 都道府県等 … ４分の１ 汚染原因者 … ２分の１ … 汚染負荷量賦課金…８割 自動車重量税引当…２割 (3) 給付事務費 国 …………… ２分の１ 都道府県等 … ２分の１ (4) 徴収事務費 一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金	第４８～５２条 附則第９条
汚染負荷量賦課金の徴収方法	(1) 汚染に対する寄与の程度に応じて、徴収権限をもった「独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」といいます。）」が徴収する。 (2) ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。	第５２～６１条

はじめにお読みください

汚染負荷量賦課金とは？

汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、第一種地域の公害健康被害者に対する補償給付等に要する費用のうち8割分に充てるために、硫黄酸化物(SOx)の排出量に応じて負担を求めるものです。

その汚染負荷量賦課金の額は、納付義務者が工場・事業場(事業所)で排出したSOxの排出量に応じて算定することになります。具体的には、指定地域解除前の排出量に基づく『過去分賦課金額』と、前年のSOx排出量に基づく「現在分賦課金額」を合算した額となります。

過去分賦課金額は、全国一律のSOxの単位排出量当たりの賦課金額である過去分賦課料率に、各事業所が1982年(昭和57年)から1986年(昭和61年)までの5年間に排出したSOx量に基づく「SOx累積換算量」を乗じて求めます。

現在分賦課金額は、各事業所の所在する地域に適用されるSOxの単位排出量当たりの賦課金額である現在分賦課料率に、申告する前年の1月1日から12月31日の間に排出したSOx排出量を乗じて求めます。

汚染負荷量賦課金額	=	過去分賦課金額	+	現在分賦課金額
過去分賦課金額	=	1982年(昭和57年)から1986年(昭和61年)までのSOx累積換算量	×	過去分賦課料率
現在分賦課金額	=	前年のSOx排出量	×	現在分賦課料率

汚染負荷量賦課金の申告・納付について

納付義務者の要件(法第52条)

汚染負荷量賦課金の納付義務者は、次に掲げる要件を満たす工場・事業場を有し、または、有していた事業者です。すなわち、1987年度(昭和62年度)に納付義務者であった者は、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

ばい煙発生施設等 (大気汚染防止法に定めるもの) を設置していた工場・事業場	① 1987年(昭和62年)4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。
	② その施設が、硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。
	③ その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量*の合計が、指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。 旧指定地域：5,000 m ³ /h その他地域：10,000 m ³ /h

※ 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力(長時間安定して運転することができる最大限の能力)で運転したときの施設の排出ガス量(湿りガス)の合計をいいます。また、排風機(ブロワ)を使用している施設については、原則として排風機の排風能力(m³/h)をもって最大排出ガス量とします。

なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設などのガス量も含まれます。

[付記]

1988年(昭和63年)の制度改正後における納付義務者は、指定地域の解除が行われた年度である1987年度(昭和62年度)の初日、すなわち1987年(昭和62年)4月1日に上記要件を満たしていた工場・事業場を設置していた事業者であり、1987年(昭和62年)4月2日以後に、ばい煙発生施設を改造または廃止したことなどによって、当該工場・事業場の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000 m³/h未満、その他地域10,000 m³/h未満に減少した場合、工場・事業場を閉鎖または廃止した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

申告・納付について(法第55条第1項)

汚染負荷量賦課金は、国の税金と同様、納付義務者が自主的に申告・納付することになっています。したがって、納付義務者は、汚染負荷量賦課金の額を計算し、工場・事業場ごとに申告書を作成のうえ、**年度の初日から45日以内**に申告し、汚染負荷量賦課金を納付しなければなりません。

2019年度の汚染負荷量賦課金については、**2019年5月15日(水)まで**に、申告・納付してください。

申告・納付などについて、不明な点がございましたら、補償業務部にお問い合わせください。

■その他

- 提出された書類に不備がある場合、その他必要がある場合は、機構および商工会議所から文書または電話で書類の提出を求めることがあります。
- 申告・納付および適正・公平な徴収のため、機構および商工会議所職員が工場・事業場などにお伺いすることがあります。

■申告書の提出先

📍：申告に必要な書類一式を持参または郵送で、管轄の商工会議所（57 ページ）に提出してください。

🌐：オンライン申告システムにログインし、作成した全てのExcel雛型ファイルを送信してください。
送信後は、忘れずに送信記録を印刷し、大切に保管してください。

📄：下記を持参または郵送で、管轄の商工会議所（57 ページ）に提出してください。

- Excel雛型ファイルを用いて作成し、用紙に出力のうえ、押印した 申告書
- 申告書を含む全てのExcel雛型ファイルを保存したメディア（FD、CD、USBメモリー）

■申告書に添付すべき書類（法律 5 5 条第 2 項、施行規程第 6 条）

申告書の提出に当たっては、2018年（平成30年）1月1日から2018年（平成30年）12月31日までの硫黄酸化物（以下「SOx」と呼称します。）の排出量を証する次の書類などを添付することになっています。汚染負荷量賦課金を納付したことを示す書類（納付書）は、添付の必要はありません。

また、申告書の審査において、必要がある場合には、機構から文書または電話で同書類作成の基礎となった原始帳票などの提出を求めることがあります。

・ 各申告書類の作成のしかたについて、詳しくは別冊の「作成マニュアル」をご覧ください。

● SOxの年間排出量の算定の過程を示す書類

- ・ 所定の様式（A～D様式）によって作成してください。

なお、納付義務者が電算機などで独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）および2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

● 燃原料*および廃棄物の使用量、密度および含有硫黄分を明らかにする書類

- ・ 購入先の成績表などによる場合

同じ月に密度および含有硫黄分の異なる燃原料を使用し加重平均を要する場合は、加重平均一覧表を作成し添付してください。（加重平均一覧表のExcel雛型ファイルは、機構ホームページから入手できます。）

- ・ 自社測定値による場合

密度および含有硫黄分の数値が、自社測定値によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者および測定データを明記したものを添付してください。

また、同じ月に密度および含有硫黄分の異なる自社測定値の燃原料を使用し加重平均を要する場合は、加重平均一覧表を作成し、添付してください。

※ 燃原料とは、燃料および原材料のことです。（以下「燃原料」といいます。）

● 脱硫効率を明らかにする書類

- ・ 脱硫によって除去されるSOxがある場合は、E様式を添付してください。

● 排出ガス測定結果を明らかにする書類

- ・ 排出ガス測定によってSOxの排出量を求める場合は、b様式を添付してください。

● E様式およびb様式によることができない場合

- ・ E様式およびb様式によることができない場合は、それらの算定過程および測定結果を明らかにする書類を添付してください。

■工場・事業場の閉鎖などにより、SOx年間排出量の算定を行う必要がない場合

申告書は、工場・事業場の閉鎖などがあっても作成し、提出してください。

※ 前年以前に施設を廃止した場合

前年中（1月～12月）に当該工場から排出された全てのSOxが申告の対象となります。全ての施設を廃止し、前年にSOxの排出がない場合は、算定様式を作成する必要はありません。

なお、過去分賦課金については、これまでどおり申告・納付する必要があります。

※ 前年の途中で施設を廃止した場合

前年の途中で施設を廃止などした場合、前年1月から廃止した月までの間は、算定様式を作成し、SOx排出量を算定する必要があります。申告書と併せて算定様式を提出してください。

この場合、現在分賦課金と過去分賦課金の合計額を申告・納付する必要があります。

■年間SOx排出量の算定の対象となる施設

工場・事業場における全ての施設などから、前年に排出されたSOx排出量を算定してください。

- 1987年（昭和62年）4月2日以降に新設および増設した施設
- 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設以外の施設（小型の貫流ボイラーなど）
- 非常用発電機、消火用施設、フレアスタックなど

はじめにお読みください

法的義務・罰則など

書類の保存義務

- 汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存してください。(法施行規程第19条)
※保存が必要な書類には、過去5年間分の申告に係る原始帳票類を含みます。

強制徴収・罰則

- 汚染負荷量賦課金を納付期限までにその全額を納めなかった場合は、国税滞納処分の例によって強制徴収(差押等)されます。(法第57条)
- 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることがあります。(法第60条の2)
- 機構から文書その他の物件の提出を求められ、これに従わなかった場合や、虚偽の記載をした資料を提出した場合は20万円以下の罰金を科せられることがあります。(法第146条)

その他規則

- 所定の期限までに申告書の提出がなかった場合および申告した汚染負荷量賦課金の額に不足額があるが修正申告しなかった場合は、機構が汚染負荷量賦課金の額を決定し、ばい煙発生施設等設置者に通知することになっています。(法第55条第3項)
- 法の施行のため必要がある場合は、環境大臣がばい煙発生施設等設置者に対し報告を求めたり、担当官が立入検査を行うことがあります。(法第141条)

申告手続きの解説動画について

制度の概要、申告書類の作成方法、オンライン申告の方法などを解説した動画を、賦課金ホームページ(<https://www.erca.go.jp/fukakin/>)でご覧になることができます。

1 下記URLにアクセスする。

- <https://www.erca.go.jp/fukakin/> URLを入力する際「https」の「s」の入力もれにご注意ください。

2 動画で分かる申告手続をクリックする。

- 解説動画一覧画面が表示されます。

このメニューからも動画をご覧になることができます。



お知らせ

- 制度の概要については下記URLでご覧になることができます。
<https://www.erca.go.jp/fukakin/douga/gaiyou.html>

オンライン申告について

オンライン申告におけるセキュリティについて

不正アクセスの防止について

- 事前登録を基に認証情報 (ID、仮パスワード、識別コード) の発行を行っています。
- パスワードは毎年度、無作為な文字列の仮パスワードに置き換える事により安全性の確保をしています。

通信経路上の盗聴防止について

- 通信経路上における盗聴防止のために、オンライン申告でのデータの送受信は暗号化されており、暗号化する際の技術は世界標準である「256ビット TLS (Transport Layer Security) 暗号化通信」を採用しています。

情報の保護について

- 申告書などの情報を記録しているサーバやデータベースはファイアウォールとウイルス対策技術などにより厳重に保護されています。

ログイン受付時間

オンライン申告システムにアクセスできる受付時間は、下記の通りです。

期間		平日	土日祝
翌年度算定様式ダウンロード期間※	11月 1日～3月31日	24時間受付	—
申告期間	4月 1日～5月15日	24時間受付	
その他の期間	5月16日～2月28日	9:00～18:00	—

※ メンテナンス期間中 (3月1日～3月31日) は「翌年度算定様式ダウンロード」および「パスワードの変更」のみ受付可能です。

翌年度のExcel雛型ファイルの先行ダウンロードについて

電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、翌年度Excel雛型ファイルの算定様式 (A～D様式)、補正後の脱硫効率の算定過程を示す書類 (E様式)、排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式) および加重平均一覧表を**11月1日以降**、ダウンロードできます。
オンライン申告メニューの「**先行ダウンロード**」より、ダウンロードできます。(33 ページ)

はじめに

準備

● オンライン申告について
● はじめにお読みください

申告書類を用意する

申告書類には以下の種類があります。

10 ページのチャートにしたがって、正しい書類を用意してください。

汚染負荷量賦課金申告書

汚染負荷量賦課金の納付義務者（4 ページ）が、汚染負荷量賦課金を申告・納付するために使用する書類です。
所定の算定様式によって算定したSOx排出量に基づき、汚染負荷量賦課金を算定し、入力します。

汚染負荷量賦課金納付書

商工会議所から配付または郵送された所定の納付書を使用してください。

- 汚染負荷量賦課金は、ペイジー（Pay-easy）で納付することもできます。
ペイジー（Pay-easy）での納付について、詳しくは41～45 ページをご覧ください。

A 様式

燃原料[※]および廃棄物（清掃工場などで焼却する廃棄物を除く）の使用量、密度および含有硫黄分からSOx排出量を求める場合に使用する最も標準的な様式です。

- 脱硫装置などを使用し脱硫効率を適用する場合は
→E様式も作成し、提出してください。
- 同じ月に、密度や含有硫黄分の異なる燃原料を使用した場合は
→それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合加重平均一覧表を作成し、提出してください。
- 地方公共団体等の清掃工場で焼却する廃棄物の使用量、密度および含有硫黄分から算定する場合
→A様式ではなく、D様式を使用してください。

※燃原料とは、燃料および原材料のことです。（以下「燃原料」といいます。）

B 様式

燃原料の使用量および含有硫黄分などを正確に把握することが困難なため、排出ガス測定によってSOx排出量を求める場合に使用する様式です。

- 排出ガス測定の頻度は
→原則2か月に1回以上測定してください。
- 測定する項目は
→各回ごとに排出ガス量、SOx濃度、O₂濃度を測定することが必要です。
- 必要な添付書類について
→B様式に入力する排出ガス量およびSOx濃度を明らかにするためにb様式を作成し、提出してください。
- 燃原料の使用量および含有硫黄分などを正確に把握できる場合は
→B様式は使用せず、A様式で算定してください。
- 脱硫装置のある施設で、測定適用期間において、脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合は
→脱硫装置の稼働時と停止時に分けて排出ガス測定を行い、個々にB様式を作成してください。

C 様式

燃原料の含有硫黄分が、製品などに吸収または残留する場合に使用する様式です。

「装入した燃原料」と、そこから「産出した製品」それぞれの量および含有硫黄分を把握することにより「装入側硫黄量」および「産出側硫黄量」を計算し、「装入側硫黄量」から「産出側硫黄量」を引いてSOx排出量を求めます。

この様式は、原則として事業所ごとではなく、施設ごとに作成してください。

📁 1つの事業所で複数の施設の算定を行う場合は、施設の数だけExcel雛型ファイルをコピーし、施設ごとに作成してください。他の様式とは異なり、1つのファイルで複数の施設の算定を行うことはできません。

- 脱硫装置（排煙脱硫または集じん等脱硫）を使用し、脱硫効率を適用する場合は
→E様式も作成し、提出してください。
- 同じ月に、密度や含有硫黄分の異なる燃原料を使用した場合は
→それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合加重平均一覧表を作成し、提出してください。

D様式

地方公共団体等の清掃工場などが廃棄物を焼却する際に発生するSOx排出量を算定する場合に使用します。

D様式(a)

廃棄物などの含有硫黄分によって算定する場合は**D様式(a)**で算定してください。

- 脱硫装置などを使用し、脱硫効率を適用する場合は
→ E様式も作成し、提出してください。
- 焼却の際に、1年間で密度や含有硫黄分の異なる助燃剤を使用した場合は
→ それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合**加重平均一覧表**を作成し、提出してください。

D様式(b)

排出ガス測定によって算定する場合は、**D様式(b)**で算定してください。

- 必要な添付書類について
→ D様式(b)に入力する排出ガス量およびSOx濃度を明らかにするために**b様式**を作成し、提出してください。
- 排出ガス測定の頻度は
→ 原則2か月に1回以上測定してください。
- 測定する項目は
→ 各回ごとに排出ガス量、SOx濃度、O₂濃度を測定することが必要です。
- 焼却の際に、1年間で密度や含有硫黄分の異なる助燃剤を使用した場合は
→ それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合**加重平均一覧表**を作成し、提出してください。

E様式

排煙脱硫装置などを使用している施設について、脱硫効率を算定する際に使用します。
排煙脱硫装置などの稼働率や排出ガスの処理割合などを乗じて、補正後の脱硫効率を算定します。

- A様式、C様式、D様式(a)の算定様式を作成時、必要に応じて作成する必要があります。
- 補正後の脱硫効率の算定1回につき1枚作成してください。
(例：年6回測定し、補正後の脱硫効率を算定した場合は、E様式を6枚(6回分)作成してください。)

b様式

B様式、D様式(b)を使用してSOx排出量を算定する場合の測定結果を明らかにするための書類です。

- 1枚に、3回分の測定データを入力することができます。
- 排出ガス測定の頻度は
→ 原則2か月に1回以上測定してください。
ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSOx量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を使用して月1回の算定としてください。
- 脱硫装置などのある施設で、測定適用期間において、脱硫装置などの稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合は
→ 脱硫装置の稼働時と停止時に分けて排出ガス測定を行い、個々にB様式を作成してください。

加重平均一覧表

同じ月に含有硫黄分の異なる燃原料を使用したときに、それぞれの燃原料を加重平均するための一覧表です。

- A～D様式を作成時、必要に応じて作成場合があります。

その他添付書類

自社測定により密度や含有硫黄分を算定している場合やE様式およびb様式によることができない場合は、自社測定の結果やSOx濃度、排出ガス量の測定結果などを添付してください。

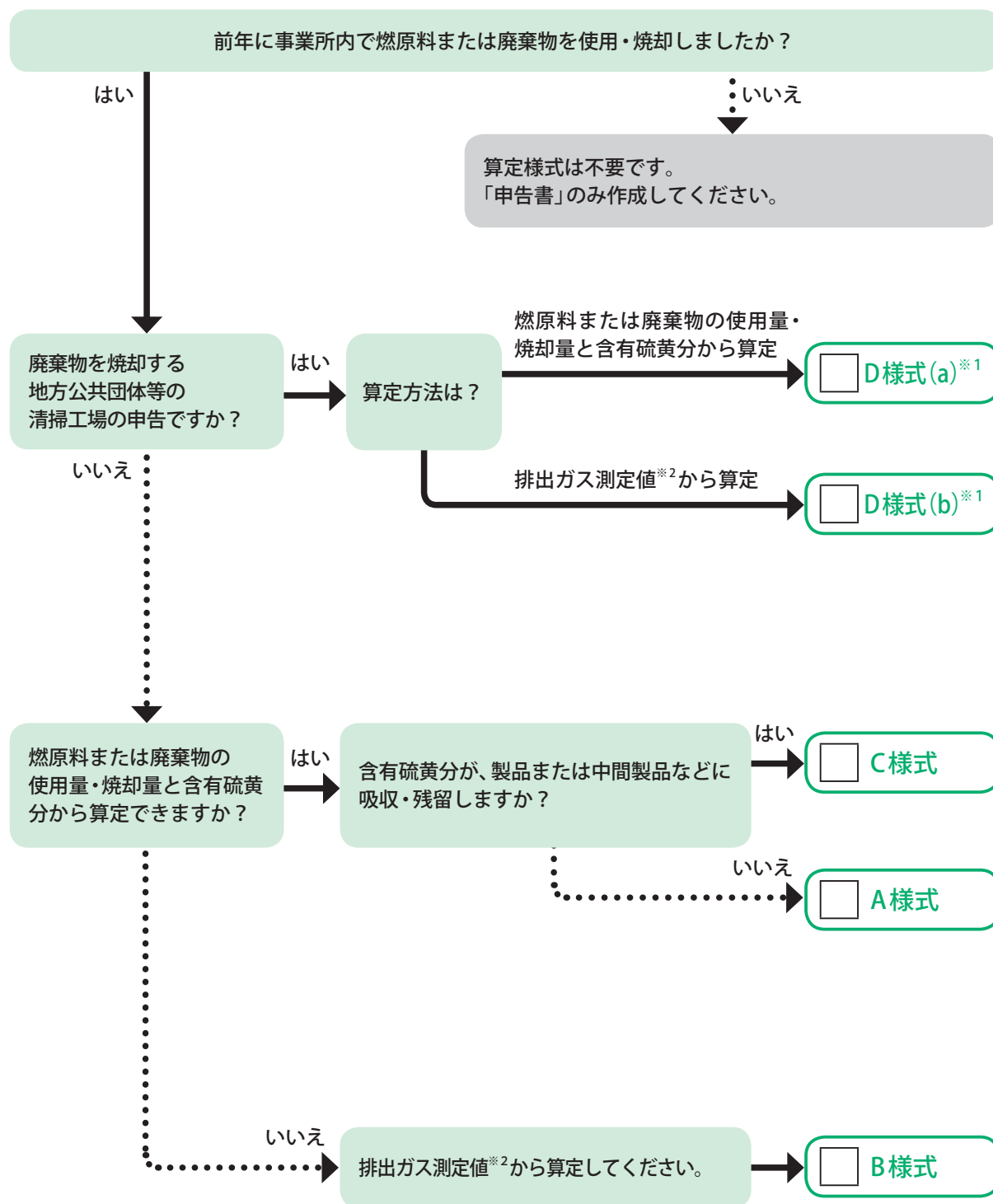
- 自社測定により密度や含有硫黄分を算定している場合は、その理由、測定方法、測定者および測定データを明記したものを添付してください。
- E様式およびb様式によることができない場合、SOx濃度、排出ガス量の測定結果などを添付してください。

申告書・算定様式・添付書類の選び方

下記のチャートにしたがって、必要な申告書類を一式用意してください。

- 対象となる事業所が複数ある場合は、事業所ごとに一式ずつ必要となります。
- 覚えのため、必要な書類のチェックボックスにチェック (☑) を入れておくことをお勧めします。

1 必要な算定様式を確認する



※1「D様式(a)」と「D様式(b)」は、どちらも「D様式」の算定様式を使用します。

※2 原則として、測定は2か月に1回以上の頻度で実施してください。

2 必要な添付書類を確認する

D 様式 (a) の添付書類を用意する

脱硫装置などの使用により脱硫効率の適用がありますか？

はい ☐ E 様式*

いいえ ☐ 不要

助燃剤を使用しましたか？

はい ☐ 前年の1月から12月までの間に密度や含有硫黄分の異なる助燃剤を使用しましたか？

はい ☐ 加重平均一覧表

いいえ ☐ 不要

D 様式 (b) の添付書類を用意する

「D 様式 (b)」を作成する場合、「b 様式」の添付が必要となります。

☐ b 様式*

A 様式・C 様式の添付書類を用意する

脱硫装置などの使用により脱硫効率の適用がありますか？

はい ☐ E 様式*

いいえ ☐ 不要

同じ月に密度や含有硫黄分の異なる燃原料を使用しましたか？

はい ☐ 加重平均一覧表

いいえ ☐ 不要

密度や含有硫黄分について自社測定値を使用しましたか？

はい ☐ その他の添付書類

いいえ ☐ 不要

B 様式の添付書類を用意する

「B 様式」を作成する場合、「b 様式」の添付が必要となります。

☐ b 様式*

※ E 様式または b 様式によることができない場合にはそれに代わる書類(その他の添付書類)を添付してください。

用紙申告の流れ

1 申告書類を用意する

申告書類を入手する

- 管轄の商工会議所から申告書や昨年の申告に使用した算定様式と同じ種類の様式が送付されます。不足がある場合は管轄の商工会議所にお問い合わせください。10 ページのチャートにしたがって、必要な書類がそろっているか確認してください。
- 商工会議所一覧は、57 ページをご覧ください。

新たに代理人を選任・解任する場合

- 67 ページの「**代理人選任・解任届出書**」をコピーして、作成してください。^{※1}
- 申告前に、あらかじめ商工会議所または機構に「**代理人選任・解任届出書**」を持参または郵送で提出してください。届出者の欄には必ず代表者の氏名（代理人は不可）を記入し、**代表者印**を押印してください。

お知らせ

- すでに届け出ている代理人が申告する場合は、「**代理人選任・解任届出書**」の提出は不要です。

法人などの名称・住所などが変更となった場合

- 73 ページの「**名称等変更届出書**」をコピーして、作成してください。^{※1}
- 申告前に、あらかじめ商工会議所または機構に「**名称等変更届出書**」を持参または郵送で提出してください。届出者の欄には必ず代表者（または代理人）の氏名を記入し、**代表者印または代理人印**を押印してください。
申告書に変更後の名称や住所などを記載するだけでは変更されません。必ず名称等変更届出書を提出してください。
- 変更理由に応じて、届出の内容を確認するための下記の書類（客観的にわかるもの）を添付してください。なお、これらのほかの書類も必要に応じて提出していただくことがあります。

別途ご用意いただきたいもの

変更理由	確認書類
全面廃止または工場移転の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）
合併の場合	①合併契約書（写） ②会社登記簿謄本（写）
会社分割・事業譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②分割契約書（写）、事業譲渡契約書など ③会社登記簿謄本（写）
施設の賃貸借・譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②賃貸契約書（写）、施設譲渡契約書など ③会社登記簿謄本（写）

※1 賦課金ホームページから、届出書の様式をダウンロードすることもできます。

2 申告書類を作成する

申告書類の作成のしかたについて、詳しくは別冊「作成マニュアル」をご覧ください。

各種測定データを用意する

使用した燃原料の購入量や使用量を把握した伝票・月報などの帳票、燃原料購入先が作成した成績表、対象施設の稼働時間のデータ、排出ガス測定結果を示す計量証明書など、**算定様式・添付書類を作成するために必要なデータ**を用意してください。

必要に応じて添付書類を作成する

10 ページのチャートにしたがって、**算定様式を作成するための加重平均一覧表などの添付書類**が必要な場合には該当する書類を作成してください。

月報・試験成績表・測定データ・添付書類をもとに算定様式を作成する

各種データおよび添付書類の内容をもとに、**算定様式**を作成してください。

算定様式をもとに申告書を作成する

算定様式で計算したSOx量をもとに、前年のSOx排出量を確定し、**申告書**を作成してください。

- 申告書を作成後、**社印および代表者印**（代理人を選任している場合は代理人印）を所定の場所に押印してください。

申告書類作成時のお願い

- 申告書の裏面に記載の注意事項もご覧ください。
- 申告書類は**4枚1組、算定様式は3枚1組の複写式**となっておりますので、黒のボールペンではっきり記入してください。
- 用紙申告では、必ず複写式の申告書類をお使いください。Excel雛型ファイルはお使いになれません。

3 申告・納付する

申告の前に

- 必要な申告書・算定様式・添付書類がそろっているか、確認してください。
- 申告書に押印もれがないか確認してください。

申告のしかた

- 申告書（事業所ごとに1枚）及び算定様式・添付書類（必要な分）一式を持参または郵送で、管轄の商工会議所に提出してください。（商工会議所一覧は、57 ページをご覧ください。）
- 「申告書」及び「算定様式」の最終ページは、「事業者用」控となっていますのであらかじめ取り外して保管してください。

納付について

- 所定の納付書を使用して、取扱金融機関で**汚染負荷量賦課金を納付**してください。（取扱金融機関一覧は、40 ページをご覧ください。）
- **汚染負荷量賦課金は、ペイジー（Pay-easy）で納付することもできます。**（ペイジー（Pay-easy）での納付について、詳しくは41～45 ページをご覧ください。）

申告後にしていただきたいこと

- **汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存しておいてください。**（法施行規程第19条）
（保存が必要な書類には、過去5年間分の申告に係る原始帳票類を含みます。）

オンライン申告の流れ

1 オンライン申告の準備

作業環境を確認する

オンライン申告できる環境は下記の通りです。

項目	条件
OS	Windows 7 (SP1)、Windows 8.1、Windows 10
ソフト	Excel 2010、Excel 2013、Excel 2016
ブラウザ	Microsoft Internet Explorer 11 Microsoft Edge Google Chrome 256 ビット TLS 暗号化通信が可能なこと
接続環境	インターネットに接続されていること

- 上記動作環境は、OSとアプリケーションを標準的な環境でインストールしている状況下で動作確認を行ったものです。事業所の固有な環境により動作不良が発生する場合がありますので、必要に応じ事業所のシステム管理者に確認して適切な対応を行ってください。

電子申告等届出書を作成し提出する

- 69 ページの「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」（以下「電子申告等届出書」といいます。）をコピーし、作成してください。^{※1}

お願い

- 「電子申告等を行う者」に変更がある場合には再度「電子申告等届出書」の提出が必要です。変更がない場合、毎年度提出していただく必要はありません。
- オンライン申告を行うには「オンライン申告システム」にログインするための認証情報が必要です。認証情報は、「電子申告等届出書」で識別コード送付先情報欄に記載した住所に機構から送付されます。

新たに代理人を選任・解任する場合

- 「電子申告等届出書」（上記）は、代理人選任・解任届出書も兼ねておりますので、届出書の「電子申告等を行う者」の欄に代理人選任する方の氏名などを記入し、提出してください。（69 ページ）

識別コードの送付先を変更する場合

- 「名称等変更届出書」を選択し、識別コード送付先の「変更後」の欄に入力のうえ、送信してください。（28～31 ページ）

2 申告書類を用意する

認証情報を用意する

機構から郵送された下記の認証情報（15 ページ）が必要です。

- ユーザID（汚染負荷量賦課金番号と同じ番号）
- 仮パスワード
- 識別コード（認証用CD）

「オンライン申告システム」にログインする

- 「オンライン申告システム」にアクセスして、認証情報を入力し、ログインしてください。（16 ページ）
- ログイン後、機構から発行された仮パスワードを任意のパスワードに変更してください。（17 ページ）

申告書類をダウンロードする

- 「オンライン申告システム」から、10 ページのチャートにしたがって、必要な申告書類の **Excel 雛型ファイル** をダウンロードしてください。（20、21 ページ）
- 前年度、オンライン申告またはFD・CD 申告を行った場合は、保管されている **前年度の申告用 Excel 雛型ファイル** 一式も用意してください。

法人などの名称・住所などが変更となった場合

- 変更理由に応じて別途ご用意いただく書類については30 ページを事前にご確認ください。
- 「オンライン申告システム」の「**名称等変更届出書**」を選択し、表示画面に直接入力の上、送信してください。^{※2}（28～31 ページ）申告書に変更後の名称や住所などを記載するだけでは変更されません。必ず名称等変更届出書を提出してください。
- 「オンライン名称等変更届出書」では、下記の変更を届け出すことができます。
 - ・「納付義務者」の名称・住所変更
 - ・「対象工場・事業場」の名称・住所変更
 - ・「申告書などの送付先」の変更
 - ・認証情報を受け取る「識別コード送付先」の変更
- 事業所の合併、分割、譲渡などで「電子申告等を行う者」に変更があった場合は、改めて「**電子申告等届出書**」を作成し、機構の補償業務部業務課まで郵送で提出してください。（連絡先は、裏表紙をご覧ください。）

※1 賦課金ホームページ（<https://www.erca.go.jp/fukakin/>）から、原紙のデータをダウンロードすることもできます。

※2 郵送での提出方法につきましては、12 ページをご覧ください。

3 申告書類を作成する

申告書類の作成のしかたについて、詳しくは別冊「作成マニュアル」をご覧ください。

各種測定データを用意する

使用した燃原料の購入量や使用量を把握した伝票・月報などの帳票、燃原料購入先が作成した成績表、対象施設の稼働時間のデータ、排出ガス測定結果を示す計量証明書など、**算定様式・添付書類を作成するために必要なデータ**を用意してください。

必要に応じて添付書類を作成する

10 ページのチャートにしたがって、**算定様式を作成するための加重平均一覧表**などの添付書類が必要な場合には該当する書類を作成してください。

月報・試験成績表・測定データ・添付書類をもとに算定様式を作成する

各種測定データおよび添付書類の内容をもとに、**算定様式**を作成してください。

算定様式をもとに申告書を作成する

算定様式で計算したSOx量をもとに、前年のSOx排出量を確定し、**申告書**を作成してください。

4 申告・納付する

申告の前に

- 必要な申告書・算定様式・添付書類のExcel雛型ファイルがそろっているか、確認してください。
- Excel雛型ファイルのほかに、必要な添付書類がある場合は、それらのファイルもそろっているか、確認してください。

申告のしかた（アップロード送信）

- 「オンライン申告システム」から、申告用に作成したExcel雛型ファイル一式及び添付書類を全て送信してください。（24～27 ページ）
- 送信が完了したら、送信記録を印刷してください。（25 ページの手順8）

納付について

所定の納付書を使用して、取扱金融機関で汚染負荷量賦課金を納付してください。

- 取扱金融機関一覧は、40 ページをご覧ください。
- 汚染負荷量賦課金は、ペイジー（Pay-easy）で納付することもできます。ペイジー（Pay-easy）での納付について、詳しくは41～45 ページをご覧ください。

申告後にしていただきたいこと

送信したファイルのバックアップと、印刷した送信記録は、その完結の日から5年間保存しておいてください。（法施行規程第19条）

- 保存が必要な書類には、過去5年間分の申告に係る原始帳票類を含みます。

申告

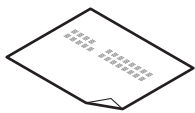
● オンライン申告の流れ

認証情報について

提出いただいた「電子申告等届出書」をもとに、認証情報を発行いたします。

「電子申告等届出書」届出後 初回申告時は

下記の一式が書留で郵送されます。



ユーザID、仮パスワード

- 発行年度内のみ有効です。*
- 翌年度には、ユーザIDと仮パスワードを記載したハガキが送付されます。

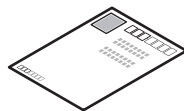


認証用CD

- 識別コードが記録されています。
- 翌年度以降も、オンライン申告時に必要となりますので、申告後も大切に保管してください。

翌年度以降は

毎年3月下旬に、認証情報がハガキにて郵送されます。



ユーザID、仮パスワード

- 発行年度内のみ有効です。



認証用CD（識別コード）は、初回申告時に郵送されたものをお使いください。

※ 11月1日から3月31日の間に「電子申告等届出書」により認証情報の新規発行・更新を行った場合には、機構から送付された仮パスワードは、引き続き翌年度まで有効です。翌々年度以降は、ハガキにて更新された仮パスワードが送付されます。

オンライン申告システムの使いかた

認証情報受け取り後に初めてログインするときは

1 下記URLにアクセスする。

- <https://shinkoku.erca.go.jp> URLを入力する際「https」の「s」の入力もれにご注意ください。

2 ログイン画面で、
ユーザIDと仮パスワードを入力し、
ログインをクリックする。

- ユーザIDと仮パスワードは、機構から郵送でお知らせした8桁の番号です。(15ページ)
- 仮パスワードに使用されている英字は全て半角大文字です。入力時にはご注意ください。

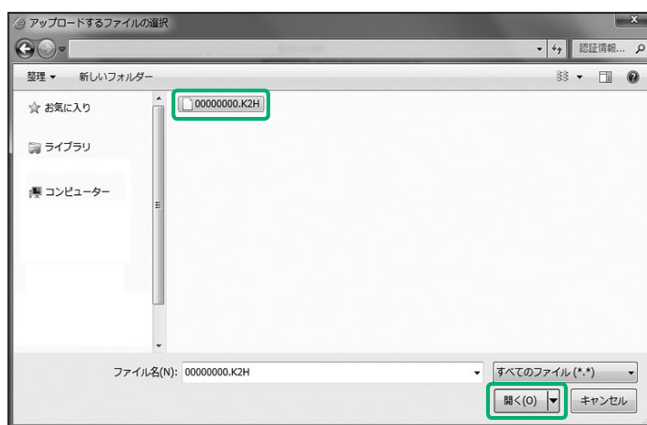
3 パソコンに、認証用CDを挿入する。*

※自動再生のウィンドウが開いた場合はXをクリックして閉じてください。

4 **参照**をクリックする。

5 手順3で挿入した認証用CDを選択し、
開くをクリックする。

- 「K2H」ファイルを指定してください。



6 **認証情報送信**をクリックする。

- 認証情報が送信されます。正常に送信完了すると、パスワード変更画面が表示されます。

7 上段に、ユーザIDと 現行の仮パスワードを入力する。

- ユーザIDと仮パスワードは、手順2で入力したIDとパスワードを入力してください。

8 下段に任意の新パスワードを入力する。

- 確認のため、「新パスワード」、「パスワード確認」の2箇所に入力してください。
- 新パスワードには半角英数字(5～8桁)の文字列を入力してください。
- 新パスワードは大文字/小文字を識別しますのでご注意ください。
- 次回ログイン時から、新パスワードを入力してログインすることになります。新パスワードは、忘れないようにメモを取るなどしてください。

9 パスワード変更をクリックする。

- オンライン申告システムへのログインを完了し、トップページが表示されます。

トップページ

The screenshot shows the 'パスワード変更' (Change Password) screen. At the top, it says '環境再生保全機構 汚染負荷量賦課金 オンライン申告システム' (Environmental Regeneration and Conservation Agency, Pollution Load Assessment Fee, Online Declaration System). Below this, it displays '納付義務者名: 青空工業' (Payer Name: Aozora Industry) and '対象工場名: 第一工場' (Target Plant Name: First Plant). The main section is titled 'パスワード変更' and contains two groups of input fields. The first group, labeled 'ユーザID' (User ID), has fields for 'ユーザID' and '仮パスワード' (Temporary Password). The second group, labeled '新パスワード' (New Password), has fields for '新パスワード' and '新パスワード(確認)' (New Password (Confirmation)). Below these fields are two buttons: 'パスワード変更' (Change Password) and 'クリア' (Clear). A green arrow points down from this screen to the next one.

The screenshot shows the 'トップ' (Top) page of the 'オンライン申告システム' (Online Declaration System). At the top, it says '環境再生保全機構 汚染負荷量賦課金 オンライン申告システム' (Environmental Regeneration and Conservation Agency, Pollution Load Assessment Fee, Online Declaration System). Below this, it displays '納付義務者名: 青空工業' (Payer Name: Aozora Industry) and '対象工場名: 第一工場' (Target Plant Name: First Plant). The page has a navigation bar with 'トップ' (Top), 'オンライン申告' (Online Declaration), '名称等変更届出書' (Name Change Declaration Form), and 'マニュアル' (Manual). The main content area has a large button labeled 'オンライン申告' (Online Declaration) with a file icon and text '*.xslm' and '納付義務者の 入力(ダウンロード)、提出(アップロード)'. To the right of this button are three smaller buttons: '名称等変更届出書' (Name Change Declaration Form), 'マニュアル' (Manual), and 'パスワード変更' (Change Password). A green arrow points down from the previous screen to this one.

申
告

● オンライン申告システムの使いかた

オンライン申告システムの使いかた

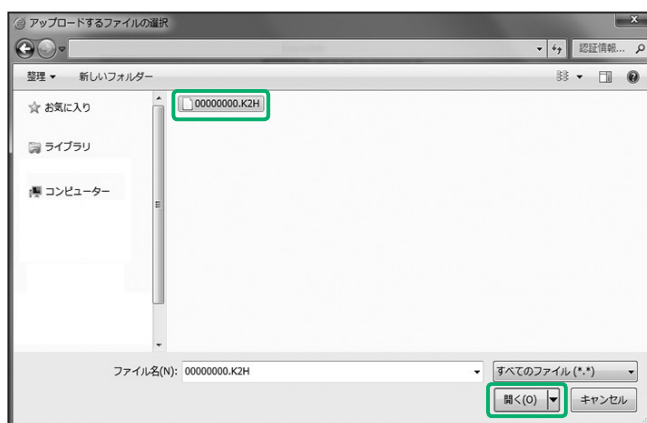
2 度目以降ログインするときは

1 ログイン画面 (16 ページの手順2) で、ユーザIDと新パスワードを入力し、**ログイン**をクリックする。

- ユーザIDは、機構から郵送でお知らせした8桁の番号です。
- パスワードは、初回ログイン時にパスワード変更画面から設定した新パスワード (17 ページの手順8) を入力してください。

2 **参照**をクリックする。

3 16 ページの手順3で挿入した認証用CDを選択し、**開く**をクリックする。



4 **認証情報送信**をクリックする。

- 認証情報が送信されます。正常に送信完了すると、ログインを完了し、トップページが表示されます。

トップページ

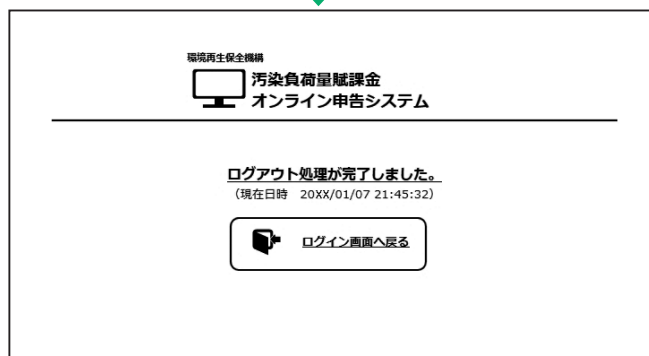
ログアウトするには

- 1 画面右上の、**ログアウト**をクリックする。
 - オンライン申告システムからログアウトします。
 - 情報漏えいなどを防止するため、使用後は必ずログアウトしてください。



ログアウト画面

- **ログイン画面に戻る**をクリックすると、ログイン画面に切り換わります。



申
告

● オンライン申告システムの使いかた

オンライン申告システムの使いかた

申告書類 (Excel 雛型ファイル) をダウンロード (入手) する

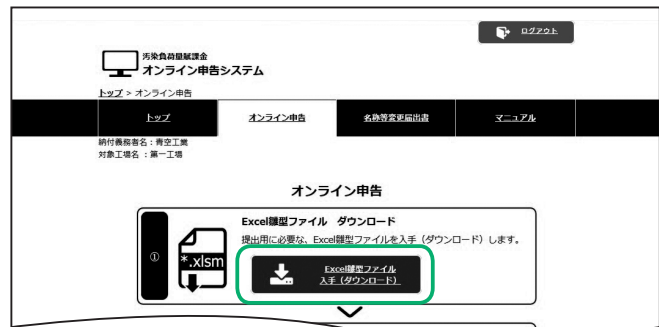
1 ダウンロード作業の前に、あらかじめパソコンの任意の場所に保存先フォルダを作成する。

2 トップページ (17 ページの手順9) から、**オンライン申告**をクリックする。

- オンライン申告画面に切り換わります。
- 画面上部の **オンライン申告** タブをクリックしても、オンライン申告画面に切り換えられます。



3 オンライン申告画面から、**Excel雛型ファイル入手 (ダウンロード)** をクリックする。



4 ダウンロードする申告書類を選び、クリックする。

- 前年度にオンライン申告した場合は **前年度に申告した様式をまとめてダウンロード** をクリックすると、前年度の申告で使用した様式を一括でダウンロードできます。
- 初めてオンライン申告をする場合や、前年度と異なる算定様式を使用する場合は必要な算定様式を、1種類ずつ選択してダウンロードしてください。

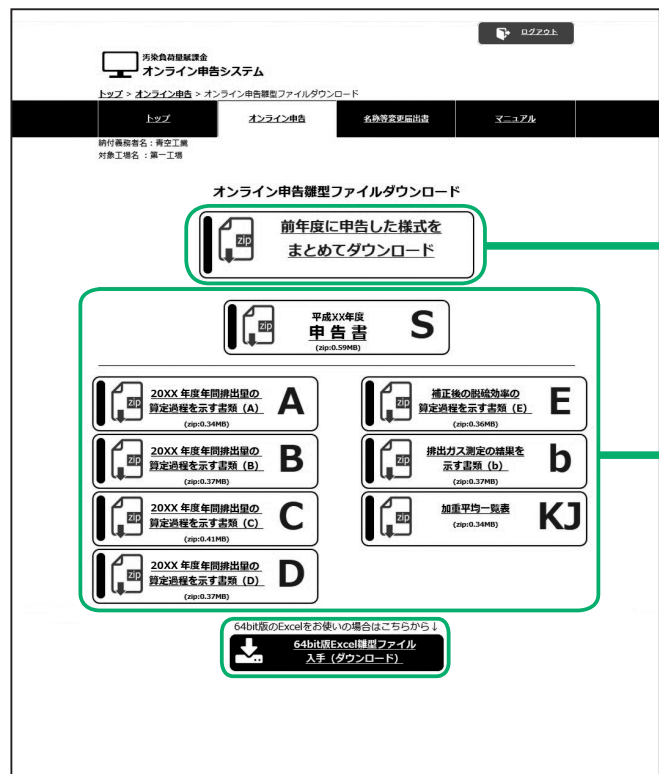
64ビット版のExcelをお使いの場合は

右記の画面からダウンロードできるのは、32ビット版のExcelで作成できるExcel雛型ファイルです。
(確認方法は51 ページ)

64ビット版のExcelをご使用の場合は、

64ビット版Excel雛型ファイル入手 (ダウンロード) をクリックして、64ビット版Excel雛型ファイルのダウンロード画面からダウンロードしてください。

- 64ビット版Excel雛型ファイルのダウンロードのしかたは、32ビット版と同じです。



5 選択したファイルをダウンロードする。

- 前年度に申告した様式をまとめてダウンロードする場合
まとめてダウンロードをクリックする。

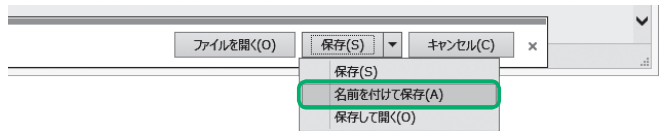


- 必要な算定様式を1ファイルずつ選んでダウンロードする場合
ダウンロードをクリックする。



6 名前を付けて保存する (A) をクリックし、保存先を選択する

- ファイルがパソコンに保存されます。



7 全てのファイルをダウンロードし、ログアウトする。(19 ページ)

Excel 雛型ファイルのダウンロードが完了したら

ダウンロードしたZIP形式のファイルを展開 (解凍) する。

必ず、展開 (解凍) してからご使用ください。[展開 (解凍) のしかた→22 ページ]

ダウンロードしたExcel 雛型ファイルについてのご注意

オンライン申告システムからダウンロードされるExcel 雛型ファイルは、ZIP形式で圧縮されています。

- 展開 (解凍) しないままExcel 雛型ファイルを開いて入力すると、保存ができない・ファイル名が変更されてしまう等、不具合の原因になります。



展開 (解凍) されていないExcel 雛型ファイルを開くと…



正しく展開 (解凍) されたExcel 雛型ファイルを開くと…



申告書類を作成する。

- 別冊の「汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル」をご覧ください。

申告書類の作成が完了したら、オンライン申告システムからアップロードする。(24 ~ 27 ページ)

Windows標準機能でzipファイルを展開(解凍)するには

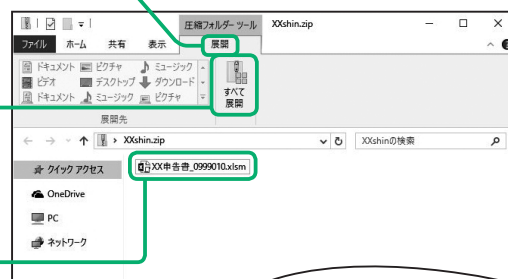
Windows 10/Windows 8.1 をお使いの場合

1 ダウンロードしたZIPファイルのアイコンをダブルクリックする。

- エクスプローラー画面が表示されます。
- アイコンは各環境でかわる場合があります。



2 エクスプローラー画面から、**展開** ▶ **すべて展開** をクリックする。

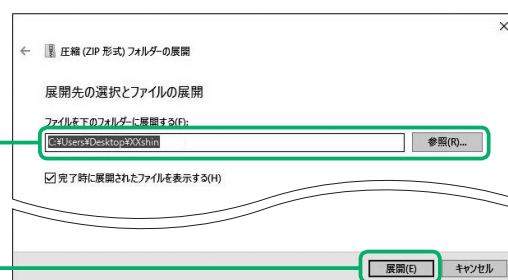


ご注意

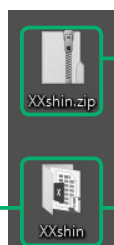
- この画面から、Excel 雛型ファイルを開かないでください。

3 展開先を確認して、**展開(E)** をクリックする。

- ZIP ファイルと同じ階層に、ZIP ファイルと同じ名称のフォルダが作成され、フォルダ内に Excel 雛型ファイルが展開(解凍)されます。



4 ZIPファイルと同じ名称のフォルダをダブルクリックする

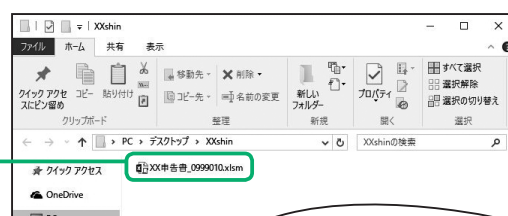


- 元の ZIP ファイル

- ZIP ファイルと同じ階層に展開(解凍)された、Excel 雛型ファイルが格納されたフォルダ

手順4で開いたフォルダ内のExcel雛型ファイルを編集してください。

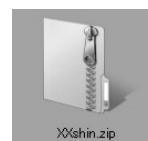
XX申告書_0999010.xlsm



Windows 7をお使いの場合

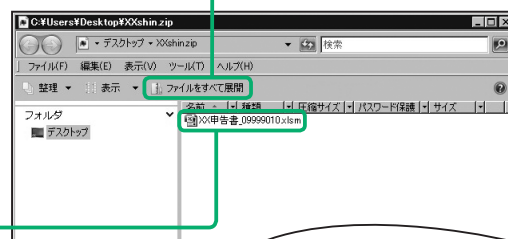
1 ダウンロードしたZIPファイルのアイコンをダブルクリックする。

- エクスプローラー画面が表示されます。
- アイコンは各環境でかわる場合があります。



2 エクスプローラー画面から、**ファイルをすべて展開**をクリックする。

ファイルをすべて展開

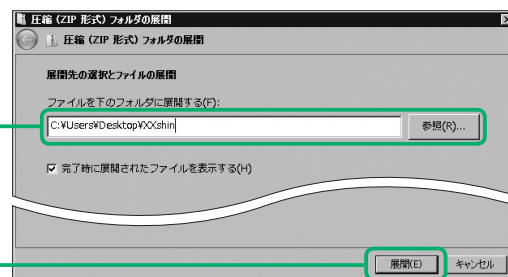


ご注意

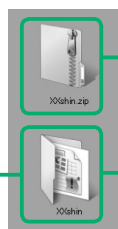
- この画面から、Excel 雛型ファイルを開かないでください。

3 展開先を確認して、**展開(E)**をクリックする。

- ZIP ファイルと同じ階層に、ZIP ファイルと同じ名称のフォルダが作成され、フォルダ内に Excel 雛型ファイルが展開 (解凍) されます。



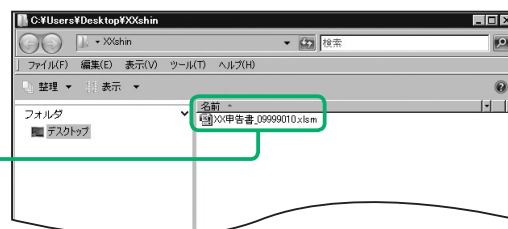
4 ZIPファイルと同じ名称のフォルダをダブルクリックする



- 元の ZIP ファイル

- ZIP ファイルと同じ階層に展開 (解凍) された、Excel 雛型ファイルが格納されたフォルダ

手順4で開いたフォルダ内のExcel雛型ファイルを編集してください。



申
告

● オンライン申告システムの使いかた

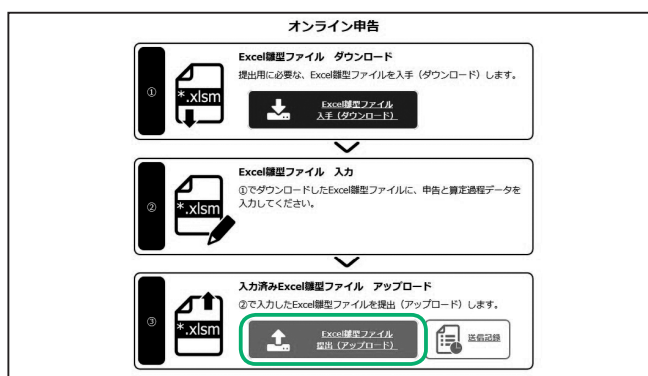
オンライン申告システムの使いかた

作成した申告書類(申告用Excel雛型ファイル)を提出(アップロード)する

- 1** トップページ(18ページの手順4)から、**オンライン申告**をクリックする。
- オンライン申告画面に切り換わります。
 - 画面上部の **オンライン申告** タブをクリックしても、オンライン申告画面に切り換えられます。



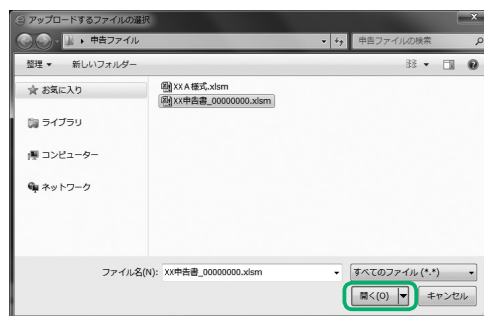
- 2** オンライン申告画面から、**Excel雛型ファイル提出(アップロード)**をクリックする。
- 申告書・算定様式・加重平均一覧表のExcel雛型ファイル以外の添付ファイルは、本手順でアップロードすることはできません。
 - **添付ファイル提出(アップロード)**を選び、アップロードしてください。(26、27ページ)



- 3** **Excel雛型ファイルを選択**をクリックする。



- 4** アップロードする
申告用Excel雛型ファイルを選択し、**開く**をクリックする。



- 5** 手順3、手順4を繰り返し、**アップロードするファイル**を**全て選択**する。
- 作成したExcel雛型ファイルをひとつずつ選択してください。
 - 選択もれがないか確認してください。
 - **クリア**をクリックすると、選んだファイルがアップロードファイル一覧から削除されます。



6 選択したファイルをアップロードをクリックする。

- (C様式以外の) Excel雛型ファイルの名称を変更すると、「アップロードエラー」となり、アップロードできません。ファイル名は、変更しないでください。

オンライン申告アップロード

「参照」ボタンを使用し、アップロードするファイルを1つずつ選択してください。
選択もれや重複がないよう、注意してください。

Excel雛型ファイルを選択

XX申告書_000000000.xlsm

XXA様式.xlsm

↓ すべてファイルを選択し、こちらからアップロードしてください。

7 アップロードするファイルに問題がない場合は「はい」をクリックする。

VBScript: オンライン申告システム

アップロードするファイルを確認してください。

申告書
A様式

「はい」ボタンを押すことにより、上記データが正式な20XX年度の申告書類として環境再生保全機構で受領されます。
原則、取消や差替えはできませんので十分ご確認ください。
「いいえ」ボタンを押すことにより、ファイル選択に戻ります。

8 ファイル送信記録と詳細情報の内容を確認し、印刷する。

- 正常にアップロードが完了したら、ファイル送信記録が表示されます。
- **印刷**: ファイル送信記録が印刷されます。
- 送信したファイルの受信日付・ファイル名のリスト
- **表示**: 選んだファイルの詳細情報が表示されます。

20XX年度申告書受領通知書

環境再生保全機構
受付日: 20XX/04/07
受付番号: 100000000

申請者: 株式会社 〇〇〇〇
代表者: 〇〇〇 〇〇〇
〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

20XX年度 汚染負荷望み減額
申告ファイル送信記録

下記のとおり、受領しました。

No.	受信日付	ファイル名	詳細情報
1	20XX/04/04 16:30:54	無効	XX A様式.xlsm
2	20XX/04/04 16:30:54	無効	XX C様式_事業所A8A000001.xlsm
3	20XX/04/04 16:30:54	無効	XX C様式_事業所A8A000001.xlsm

この画面表示が、環境再生保全機構が発行する文書の正式な送信記録となります。
必ず左上のボタンから印刷し、大切に保管してください。

- **印刷**: 詳細情報が印刷されます。
- **前ページへ戻る**: ファイル送信記録に戻ります。

9 ログアウトする。(19 ページ)

お願い

- 印刷した送信記録および詳細情報は、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6 ページをご覧ください。)
- 送信した申告に誤りがあった場合は、機構の補償業務部業務課までご連絡いただき、対処方法についてご確認のうえ、手続きを行ってください。(連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

ご注意

- 「ファイル送信記録」は、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となります。

オンライン申告システムの使いかた

申告用Excel雛型ファイル以外の添付書類を提出(アップロード)する

はじめに

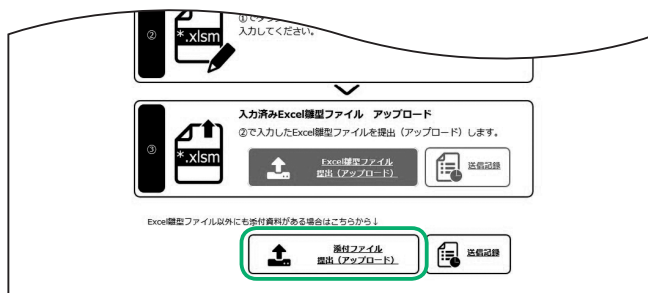
- 機構がExcel雛型ファイルとして用意している申告書や算定様式以外の資料もアップロードすることができます。
- アップロードできるファイルは、Word形式(拡張子「.docx(.doc)」)、Excel形式(拡張子「.xlsx(.xls)」)、PDF形式(拡張子「.pdf」)のいずれかで、1ファイルあたりの容量が10 MB以下のものに限りです。

1 トップページ(18ページの手順4)から、**オンライン申告**をクリックする。

- オンライン申告画面に切り換わります。
- 画面上部の**オンライン申告**タブをクリックしても、オンライン申告画面に切り換えられます。



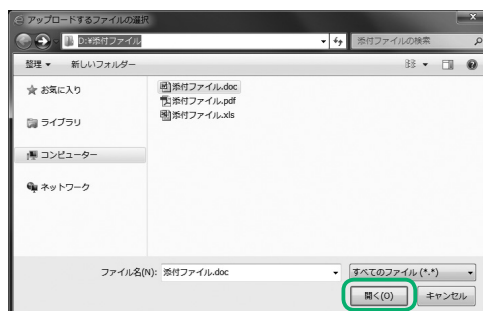
2 オンライン申告画面から、**添付ファイル提出(アップロード)**をクリックする。



3 **参照**をクリックする。



4 アップロードする 添付書類のファイルを選択し、**開く**をクリックする。



5 手順3、手順4を繰り返し、アップロードするファイルを全て選択する。

- 作成した添付書類のファイルをひとつずつ選択してください。
- 1回に3ファイルまでアップロードできます。
- 4個以上の添付ファイルがある場合は、複数回に分けてアップロードしてください。
- 添付もれがないか確認してください。
- 間違ったファイルを指定したり、同じファイルを重複して指定した場合は、ファイル名の欄をDeleteキーで削除した後、**参照**をクリックし、正しいファイルを選択し直してください。

汚染負傷相談委員会
オンライン申告システム

トップ > オンライン申告 > オンライン申告添付ファイルアップロード

トップ オンライン申告 名簿等変更届出書 マニュアル

添付書類番号: 青空工場
対象工事番号: 第一工場

添付ファイルアップロード

● 申告書及び算定過程様式の雛型ファイルについては、この画面からアップロードするのではなく、「オンライン申告アップロード」の画面から送信して下さい。

● 「参照」ボタンを使用し、アップロードするファイルを1つずつ選択してください。

● アップロードできるファイルは、拡張子が「.doc (.docx)」、「.xls (.xlsx)」、「.pdf」のものに限ります。

● ファイル1個あたりのサイズは「10MB」以下にしてください。

● アップロード1回あたり、3個までファイルをアップロードできます。

☐ X添付ファイル添付ファイル.doc
☐ X添付ファイル添付ファイル.pdf
☐ X添付ファイル添付ファイル.xls

6 アップロードをクリックする。

- アップロードを開始します。
- 正常にアップロードが完了したら、ファイル送信記録が表示されます。

7 アップロードするファイルに問題がない場合は**はい**をクリックする。

VBScript: オンライン申告システム

指定した添付ファイルをアップロードします。よろしいですか?

【注意】申告書及び算定過程様式の雛型ファイルはアップロードしないようお願いいたします。

8 送信記録を確認し、ログアウトする。(19 ページ)

汚染負傷相談委員会
オンライン申告システム

トップ > オンライン申告 > オンライン申告 添付ファイル送信記録

トップ オンライン申告 名簿等変更届出書 マニュアル

添付書類番号: 青空工場
対象工事番号: 第一工場

オンライン申告 20XX年度 添付ファイル送信記録

以下のファイルを受信しました。

No.	受信日	ファイル名
1	20XX/04/04 16:40:54	dummy.docx
2	20XX/04/04 16:45:54	dummy.xlsx
3	20XX/04/07 16:34:57	dummy.xlsx

お願い

- 添付書類の元データは、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6 ページをご覧ください。)

ご注意

- 「添付ファイル送信記録」は、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となります。

オンライン申告システムの使いかた

名称等変更届出書のオンライン届出手続き

はじめに

- 法人や工場などの名称や所在地の変更、工場などの閉鎖・廃止、合併や会社分割などにより送付先に変更がある場合、名称等変更届出書を提出していただきます。
- 電子申告等届出書を提出している場合は、名称等変更届出書もオンラインで届け出ることができます。

1 トップページ (18 ページの手順4) から、 名称等変更届出書をクリックする。

- 名称等変更届出書画面に切り換わります。
- 画面上部の「名称等変更届出書」タブをクリックしても、名称等変更届出画面に切り換えられます。

2 名称等変更届出書 ▶ 名称変更届出書入力 をクリックする。

- 「オンライン名称等変更届出書」の入力画面が表示されます。

3 オンライン名称等変更届出書を入力する。 (74 ページ)

- 届出者・変更理由を入力します。
- 変更前・変更後は変更箇所のみ入力してください。

4 全て入力が完了したら、 確認をクリックする。

- 入力した内容に問題がないか、チェックします。問題がなければ、手順5に進んでください。

5 もう一度入力内容を確認して、送信をクリックする。

- 入力をやり直す場合は、**戻る**をクリックしてください。
- **送信**をクリックするとオンライン名称等変更届出書のアップロードを開始します。
- 送信が完了すると送信記録が表示されます。

オンライン名称等変更届出書

20XX年07月08日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名または名称及び住所
氏名又は名称 関東青空株式会社
住所 神奈川県川崎市幸区大宮町一丁目 3-10
代表者又は選任代理人 青空三郎

次のとおり変更があったので、届出ます。

届出番号 9 0 0 0 0 0 0 9 変更年月日 20XX年07月01日

変更理由
変更の理由 (届出するところと旧) 工場等の閉鎖・廃止
変更の範囲 (届出するところと旧) 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更
変更の範囲 (届出するところと旧) 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う住所表示等の変更

以上の内容で名称等変更届出書を提出します

※ 記載内容を確認し、『送信』ボタンを押してください。

送信 戻る

6 名称等変更届出書送信記録と詳細情報の内容を確認し、印刷する。

- **印刷**で名称等変更届出書送信記録が印刷されます。
- 送信したファイルの受信日付・ファイル名のリストが表示され、**表示**で選んだファイルの詳細情報が表示されます。

オンライン名称等変更届出書

20XX年12月29日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名または名称及び住所
氏名又は名称 テスト氏名
住所 テスト住所
代表者又は選任代理人 テスト代表者

次のとおり変更があったので、届出ます。

届出番号 9 0 0 0 0 0 0 9 変更年月日 20XX年12月29日

変更理由
変更の理由 (届出するところと旧) 工場等の閉鎖・廃止
変更の範囲 (届出するところと旧) 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更
変更の範囲 (届出するところと旧) 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う住所表示等の変更

変更後
シフトシステムセキュリティシステムcode 2 x 2

詳細情報の印刷のしかた

- 1 **印刷用画面を表示**をクリックする。
- 2 **印刷**をクリックする。

名称等変更届出書の詳細情報が印刷されます。

オンライン名称等変更届出書

20XX年12月29日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名または名称及び住所
氏名又は名称 テスト氏名
住所 テスト住所
代表者又は選任代理人 テスト代表者

次のとおり変更があったので、届出ます。

届出番号 9 0 0 0 0 0 0 9 変更年月日 20XX年12月29日

変更理由
変更の理由 (届出するところと旧) 工場等の閉鎖・廃止
変更の範囲 (届出するところと旧) 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更
変更の範囲 (届出するところと旧) 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う住所表示等の変更

変更後
シフトシステムセキュリティシステムcode 2 x 2

所管局環境課
オンライン申請システム

トップ > 名称等変更届出書 > 名称等変更届出書送信記録

トップ オンライン届出 名称等変更届出書 モニタリング

納付義務者名: 青空工業
対象工場名: 第一工場 分

印刷 印刷

名称等変更届出書送信記録

下記のとおり、受信しました。

独立行政法人環境再生保全機構

No.	ファイル名	受信日付	詳細情報
1	名称等変更届出書	20XX/07/08 11:06:10	Q 表示
2	名称等変更届出書	20XX/12/29 17:11:55	Q 表示

上記の各項目をクリックすると、その項目の詳細情報が表示されます。

(1) 金型廃止又は工場移転
大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書 (等)

(2) 合併
①合併契約書 (等)
②会社登記簿謄本 (等)

(3) 事業譲渡・施設の賃貸借
①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承認届出書 (等)
②事業譲渡契約書 (等)、賃貸借契約書 (等) 等
③会社登記簿謄本 (等)

(4) 会社分割
①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承認届出書 (等)
②分割契約書 (等)
③会社登記簿謄本 (等)

※ 事業譲渡の場合、事業譲渡後の納付義務者については、納付義務者と譲渡先との資本関係の有無等によって決まりますので、届出を提出する前に確認してください。

印刷 印刷 (アップロード)

ログアウト

申告

● オンライン申告システムの使いかた

7 必要書類提出(アップロード)をクリックする。

- 変更理由 (30 ページ) により、必要書類提出の必要がない場合は、**ログアウト**をクリックしてください。手続きは終了となります。
- 名称等変更届出書 必要書類ファイルアップロード画面が表示されます。

引き続き、名称等変更届出書の必要書類のアップロードを行ってください。(次ページへ続く)

お願い

- 印刷した送信記録および詳細情報は、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6 ページをご覧ください。)

オンライン申告システムの使いかた

名称等変更届出書のオンライン届出手続き（続き）

ご注意

- 「ファイル送信記録」は、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となります。

（前ページからの続き）

名称等変更届出書提出に伴う必要書類について

- 変更理由に応じて、届出内容を明らかにするための書類（客観的にわかるもの）をアップロードしてください。
- 下記の書類もPDFファイルなど^{*}でアップロードすることができます。

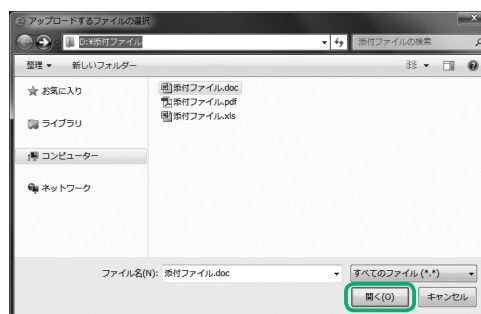
別途ご用意いただきたいもの

変更理由	確認書類
全面廃止または工場移転の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）
合併の場合	①合併契約書（写） ②会社登記簿謄本（写）
会社分割・事業譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②分割契約書（写）、事業譲渡契約書など ③会社登記簿謄本（写）
施設の賃貸借・譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②賃貸契約書（写）、施設譲渡契約書など ③会社登記簿謄本（写）

※アップロードできるファイルは、Word形式（拡張子「.docx(.doc)」）、Excel形式（拡張子「.xlsx(.xls)」）、PDF形式（拡張子「.pdf」）のいずれかで、1ファイルあたりの容量が10 MB以下のものに限りします。

8 名称等変更届出書 必要書類ファイルアップロード画面から、 参照をクリックする。

9 アップロードする必要書類を選択し、 開くをクリックする。



10 手順8、手順9を繰り返し、アップロードするファイルを全て選択する。

- 1回あたり3ファイルまでアップロードできます。
- 4個以上の添付ファイルがある場合は、複数回に分けてアップロードしてください。
- 間違ったファイルを指定したり、同じファイルを重複して指定した場合は、ファイル名の欄をDeleteキーで削除した後、**参照**をクリックし、正しいファイルを選択し直してください。

11 アップロードをクリックする。

- アップロードを開始します。
- 正常にアップロードが完了したら、ファイル送信記録が表示されます。

12 送信記録を確認し、ログアウトする。(19 ページ)

お願い

- 必要書類の元データは、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6 ページをご覧ください。)

オンライン申告システムの使いかた

マニュアルをダウンロード(入手)する

下記マニュアルのPDFデータをダウンロードできます。

- 20XX年度 汚染負荷量賦課金 申告・納付の手続き(本書)
汚染負荷量賦課金の申告・納付の流れについて説明したマニュアルです。
- 20XX年度 汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル
申告書・AからDの算定様式・Eおよびbの添付書類・加重平均一覧表の具体的な作成のしかたについて、詳細に説明したマニュアルです。

1 トップページ(18ページの手順4)から、マニュアルをクリックする。

- マニュアルダウンロード画面に切り換わります。
- 画面上部の「マニュアル」タブをクリックしても、マニュアルダウンロード画面に切り換えられます。



2 マニュアルダウンロード画面から、ダウンロードしたいマニュアルをクリックする。

- 選択したマニュアルがダウンロードされます。



お知らせ

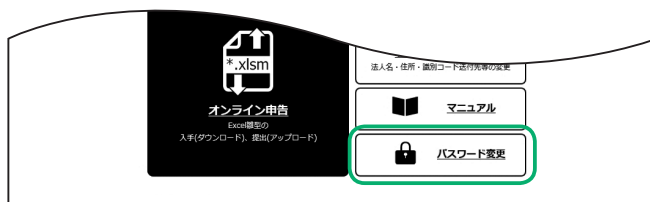
- マニュアルの閲覧には、Adobe Readerが必要です。

ログインパスワードを変更する

初回ログイン時にパスワードを設定した後も、パスワードを変更することができます。

1 トップページ(18ページの手順4)から、**パスワード変更**をクリックする。

- パスワード変更画面に切り換わります。



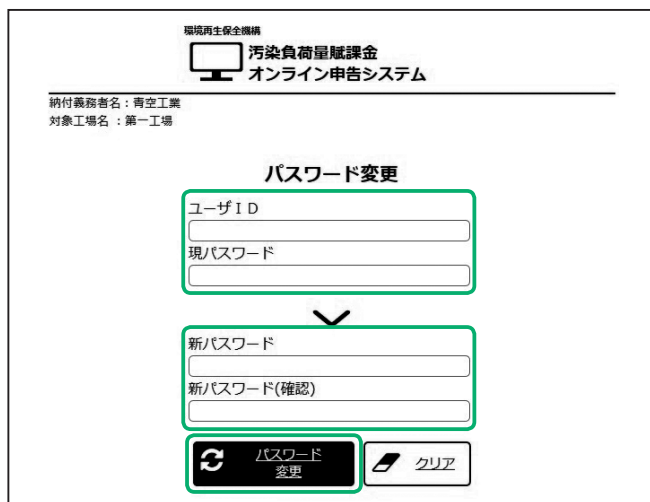
2 上段に、ユーザIDと 現パスワードを入力する

3 下段に任意の新パスワードを入力する。

- 確認のため、「新パスワード」、「新パスワード(確認)」の2箇所に入力してください。
- 次回ログイン時から、新パスワードを入力してログインすることになります。新パスワードは、忘れないようにメモを取るなどしてください。

4 **パスワード変更**をクリックする。

- パスワードの変更を完了し、トップページが表示されます。

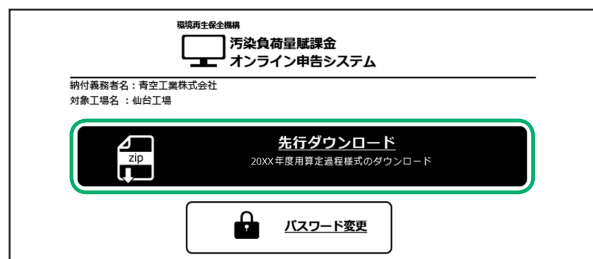


翌年度のExcel雛型ファイルを先行ダウンロードする

電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、翌年度Excel雛型ファイルの算定様式(A～D様式)、補正後の脱硫効率の算定過程を示す書類(E様式)、排出ガス測定の結果を示す書類(b様式)及び加重平均一覧表を、11月1日以降、ダウンロードできます。

11月1日～3月31日の期間にログインすると、右記の画面が表示されます。

1 **先行ダウンロード**をクリックする。



2 ダウンロードする申告書類を選び、 ダウンロードする。

- ダウンロードのしかたは、本年度のExcel雛型ファイルと同じです。(20～21ページ)

64ビット版のExcelをお使いの場合は

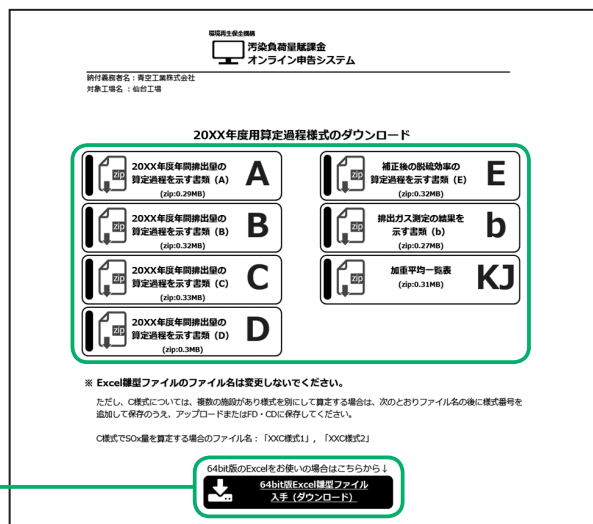
右記の画面からダウンロードできるのは、32ビット版のExcelで作成できるExcel雛型ファイルです。

(確認方法は51ページ)

64ビット版のExcelをご使用の場合は、

64ビット版Excel雛型ファイル入手(ダウンロード)をクリックして、64ビット版Excel雛型ファイルのダウンロード画面からダウンロードしてください。

- 64ビット版Excel雛型ファイルのダウンロードのしかたは、32ビット版と同じです。



FD・CD 申告の流れ

1 申告書類を用意する

作業環境を確認する

FD・CD 申告できる環境は下記の通りです。

項目	条件
OS	Windows 7 (SP1)、Windows 8.1、Windows 10
ソフト	Excel 2010、Excel 2013、Excel 2016
その他	FD ドライブ、CD ドライブなど

- 上記動作環境は、OS とソフトを標準的な環境でインストールしている状況下で動作確認を行ったものです。事業所の固有な環境により動作不良が発生する場合がありますので、必要に応じ事業所のシステム管理者に確認して適切な対応を行ってください。

申告書類を入手する

- 賦課金ホームページ (<https://www.erca.go.jp/fukakin/>) から、Excel 雛型ファイルをダウンロードしてください。(37 ページ)
- CD、FD、USB メモリー (以下「メディア」といいます。)などを商工会議所に持参し、10 ページのチャートにしたがって、必要な申告書類の **Excel 雛型ファイル** を入手することもできます。(商工会議所一覧は、57 ページをご覧ください。)
- 前年度、オンライン申告または FD・CD 申告を行った場合は、保管されている **前年度の Excel 雛型ファイル** 一式も用意してください。

新たに代理人を選任・解任する場合は

- 67 ページの「**代理人選任・解任届出書**」^{*1} をコピーして、作成してください。
- 申告前に、あらかじめ商工会議所または機構に「**代理人選任・解任届出書**」を持参または郵送で提出してください。届出者の欄には必ず代表者の氏名 (代理人は不可) を記入し、**代表者印**を押印してください。

お知らせ

- すでに届け出ている代理人が申告する場合は、「**代理人選任・解任届出書**」の提出は不要です。

法人などの名称・住所などが変更となった場合

- 73 ページの「**名称等変更届出書**」^{*1} をコピーして、作成してください。
- 申告前に、あらかじめ商工会議所または機構に「**名称等変更届出書**」を持参または郵送で提出してください。届出者の欄には必ず代表者または代理人の氏名を記入し、**代表者印または代理人印**を押印してください。申告書に変更後の名称や住所などを記載するだけでは変更されません。必ず名称等変更届出書を提出してください。
- 変更理由に応じて、届出の内容を確認するための下記の書類 (客観的にわかるもの) を添付してください。なお、これらのほかの書類も必要に応じて提出していただくことがあります。

別途ご用意いただきたいもの

変更理由	確認書類
全面廃止または工場移転の場合	① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書 (写)
合併の場合	① 合併契約書 (写) ② 会社登記簿謄本 (写)
会社分割・事業譲渡の場合	① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書 (写) ② 分割契約書 (写)、事業譲渡契約書など ③ 会社登記簿謄本 (写)
施設の賃貸借・譲渡の場合	① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書 (写) ② 賃貸契約書 (写)、施設譲渡契約書など ③ 会社登記簿謄本 (写)

※ 1 賦課金ホームページから、届出書の様式をダウンロードすることもできます。

2 申告書類を作成する

申告書類の作成のしかたについて、詳しくは別冊「作成マニュアル」をご覧ください。

各種測定データを用意する

使用した燃原料の購入量や使用量を把握した伝票・月報などの帳票、燃原料購入先が作成した成績表、対象施設の稼働時間のデータ、排出ガス測定結果を示す計量証明書など、**算定様式・添付書類**を作成するために必要なデータを用意してください。

必要に応じて添付書類を作成する

10 ページのチャートにしたがって、**算定様式**を作成するための加重平均一覧表などの**添付書類**が必要な場合には該当する書類を作成してください。

月報・試験成績表・測定データ・添付書類をもとに算定様式を作成する

各種データおよび添付書類の内容をもとに、**算定様式**を作成してください。

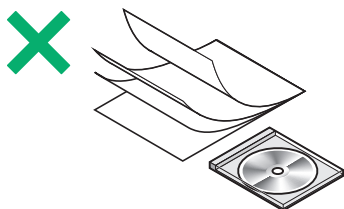
算定様式をもとに申告書を作成する

算定様式で計算したSOx量をもとに、前年のSOx排出量を確定し、**申告書**を作成してください。

- 申告書を作成後、1部印刷し、**社印および代表者印**（代理人を選任している場合は代理人印）を所定の場所に押印してください。

お願い

- **FD・CD申告に、用紙申告用の用紙（複写式）を使用することはできません。**
必ず、申告書のExcel雛型ファイルで作成した申告書を印刷し、提出してください。



3 申告・納付する

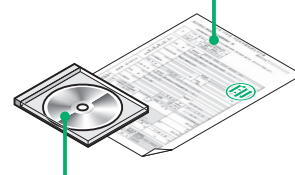
申告の前に

- 必要な申告書・算定様式・添付書類のExcel雛型ファイルがそろっているか、確認してください。
- Excel雛型ファイルのほかに、必要な添付書類がある場合は、それらもそろっているか、確認してください。

申告のしかた

下記一式を用意してください。

印刷し、押印された申告書



申告用で作成した申告書・AからDの算定様式・Eおよびb様式・加重平均一覧表などのExcel雛型ファイルが全て保存されたメディア（36 ページ）

- 商工会議所から送付するラベルに必要事項を記入し、メディアに貼付してください。

- 1 提出年月日 20XX年 5月10日
- 2 汚染負荷量賦課金番号 03309012
- 3 納付義務者および対象工場・事業場の名称

青空工業(株) 仙台工場

- 4 保存データの内容
 - (1) 20XX年度申告書
 - (2) 添付書類
 - ①A様式 4枚
 - ②B様式 2枚
 - ③C様式 枚
 - ④D様式 枚
 - ⑤E様式 枚
 - ⑥b様式 4枚
 - ⑦加重平均一覧表 0枚
 - ⑧特記事項（①～⑦以外の添付ファイルなど）

納付について

所定の納付書を使用して、取扱金融機関で汚染負荷量賦課金を納付してください。

- 取扱金融機関一覧は、40ページをご覧ください。
- 汚染負荷量賦課金は、ペイジー（Pay-easy）で納付することもできます。
ペイジー（Pay-easy）での納付について、詳しくは41～45ページをご覧ください。

申告後にしていただきたいこと

汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存しておいてください。

（法施行規程第19条）

- 保存が必要な書類には、過去5年間分の申告に係る原始帳票類を含みます。

FD・CD 申告時の留意点

メディアについての留意点

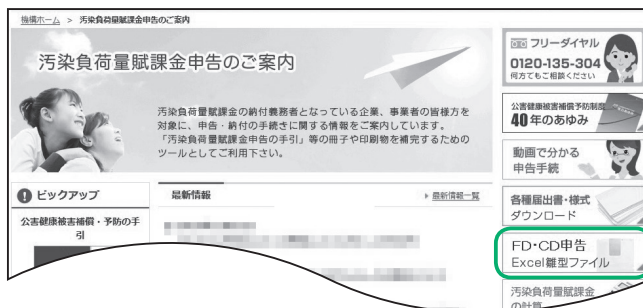
- CD・FD・USBメモリーがご使用になれます。
- FDの場合、下記の規格のいずれかを、DOS形式にフォーマットしてお使いください。
 - ・ 3.5インチ 2HD 1.44 MB (JIS X 6225)
 - ・ 3.5インチ 2HD 1.2 MB (JIS X 6224)
 - ・ 3.5インチ 2DD 720 kB (JIS X 6222)
- 提出に使用するメディアは、事業所の負担となります。
- メディアが破損しないよう保護ケースなどに入れて提出してください。
- 1事業所あたり必ず1枚のメディアに申告データを保存してください。
- 商工会議所から送付するラベルに必要事項を記入し、メディアに貼付して提出してください。
 - ・ FDの場合は、ラベルをFDのラベル貼付面に貼付してください。
 - ・ CDの場合は、ラベルをケースに貼付してください。

※ USBメモリーで提出する事もできますが、**メディアの返却は行っておりません**のでご了承ください。

Excel 雛型ファイルをダウンロード(入手)するには

FD・CD申告用Excel雛型ファイルは、賦課金ホームページ (<https://www.erca.go.jp/fukakin/>) からダウンロードできます。

- 1 賦課金ホームページ
(<https://www.erca.go.jp/fukakin/>) から、**FD・CD申告 Excel雛型ファイル** をクリックする。



- 2 汚染負荷量賦課金番号・担当者名・電話番号、または電子メールアドレスを入力し、**次へ進む** をクリックする。

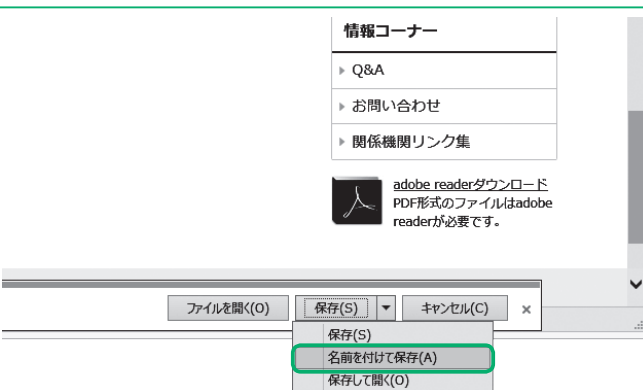


- 3 必要な様式のExcel雛型ファイルのアイコンをクリックする。



- 4 名前を付けて保存する(A)をクリックし、保存先を選択する。

- Excel雛型ファイルがダウンロードされます。
- ダウンロードは1ファイルずつ行ってください。



ダウンロードの際のご注意

Excel 雛型ファイルの、ダウンロードしたときのファイル形式はZIPファイルです。
ZIP解凍ソフトがインストールされていないパソコンを使用している場合は、Windows標準機能でファイルを解凍してください。(22～23 ページ)
保存先のパスが長い(フォルダ階層が深い)またはネットワーク上にある場合、正常に保存・解凍ができないことがあります。その場合、ドライブ直下もしくはデスクトップなどに保存してください。

お知らせ

- ダウンロードする前に、あらかじめ保存するフォルダを作成しておくことをお勧めします。

汚染負荷量賦課金の納付

汚染負荷量賦課金は、所定の納付書によって金融機関の本店・支店または機構の窓口で納付してください。
納付書の控えやコピーは提出の必要はありません。各自で保管しておいてください。
なお、40 ページに記載されている取扱金融機関で納付する場合の手数料は、不要です。

- 犯罪収益移転防止法により、10万円を超える現金を金融機関の窓口で納付する場合、会社および担当者の公的証明書が必要になります。具体的な手続きについては金融機関にお問い合わせください。
- 汚染負荷量賦課金は、ペイジー (Pay-easy) で納付することもできます。
ペイジー (Pay-easy) での納付について、詳しくは41～45 ページをご覧ください。

納付書の記載例

納付書は3枚1組となっています。
青線で囲んだ欄を記入し3枚とも取扱金融機関へ提出してください。
住所・氏名などについては印刷されていますが、誤りがありましたら訂正してください。

- 納付区分
延納しない場合：「全期」に○を付してください。
延納する場合：期を記入してください。(下記の例では「第1期」)

表 面

独立行政法人環境再生保全機構		汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書				
住所	983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3	取 納 機 関	取 納 区 分	納付義務者番号	工場・事業場番号	C・D
氏名	アオゾラコウギョウ 青空工業 株式会社 センダイコウジヨウ 仙台工場 殿	1	1 0	0 3 3 0 8	0 1 2	
納 付 場 所	独立行政法人環境再生保全機構又は下記の取扱金融機関の本店 各都市銀行 各地方銀行 商工組合中央金庫 北洋銀行	納 付 期 限	20XX年 5月15日			
		受 取 人	独立行政法人環境再生保全機構			
		納 付 目 的	20XX年度 汚 染 負 荷 量 賦 課 金			
		納 付 区 分	全 期 ・ 第 1 期			
		複 数 事 業 所 分 を ま と め て 納 付	する ・ <u>しない</u> (「する」の場合は3枚目裏面に 必ずその事業所番号を記入してください。)			
		納 付 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 9 8 0 9 0 0			
		なお、裏面取扱金融機関の本店で納付する場合は、手数料は不要です。 (取扱店→納付義務者)				
		下記の納付額を領収しました。 (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)				
		収入印紙 [取扱金融機関 が 貼 付]				

- 納付額
汚染負荷量賦課金の納付額を記入してください。
・「¥」マークを、忘れずに記入してください。
・申告書に記入した金額と合っているか、確認してください。
・「複数事業所分をまとめて納付」する場合は、合計金額を記入してください。

納付期限と延納について

汚染負荷量賦課金の納付は、申告と同様**2019年5月15日（水）**です。

汚染負荷量賦課金額が30万円以上である納付義務者は、4期に分けて延納することができます。

各納付期限は、以下のとおりです。

全 期	2019年5月15日（水）	} 全期・第1期分の納付書・電子納付用入力シートは、申告書と一緒に送付しています。
第1期	2019年5月15日（水）	
第2期	2019年8月15日（木）	} 第2期分以降については、機構から各納付期限の約1か月前に各事業所へ送付します。
第3期	2019年11月15日（金）	
第4期	2020年2月17日（月）	

● 複数事業所分をまとめて納付

する：複数の事業所の汚染負荷量賦課金をまとめて納付する場合、○を付してください。

・納付用紙3枚目の裏面に、内訳を記入してください。（下記）

しない：「氏名」欄に印刷された事業所のみ汚染負荷量賦課金を納付する場合、○を付してください。

3枚目裏面（複数事業所分をまとめて納付する場合のみ）

取納 機関	取 納 区 分	納付義務者番号	工場・事業 場番号	C-D	工場名又は事業場名	所 在 地	納 付 額 (円)
1	1 0	0 7 3 0 5 0 1	5		本 社 工 場	日 野 区 市 郡	5 5 0 9 0 0
1	1 0	0 7 3 0 5 0 2	3		関 東 工 場	深 谷 区 市 郡	8 4 7 8 0 0
1	1 0	0 7 3 0 5 0 3	4		東 海 工 場	名 古 屋 区 市 郡	1 7 8 7 8 0 0
1	1 0					区 市 郡	0 0
1	1 0					区 市 郡	0 0
1	1 0					区 市 郡	0 0
1	1 0					区 市 郡	0 0
1	1 0					区 市 郡	0 0
1	1 0					区 市 郡	0 0
合 計*							¥ 3 1 8 6 5 0 0

注* 合計は、表面の納付額と必ず一致させてください。

備考1 1枚に書ききれない場合には、この用紙をコピーするか、別途、上記様式に準じた内訳書を作成して、残りの事業所分を記載し、添付してください。

(No. 1)

各事業所の納付額を全て記入してください。

合計金額を記入してください。

● 表面の「納付額」と同じ金額になっていることを確認してください。

1枚で書ききれない場合は、複数枚に分けて記入し、通し番号を振ってください。

お願い

● 複数事業所分をまとめて納付する場合も、申告書類一式は、事業所ごとに別途作成し、オンライン申告の場合は機構に送信し、用紙申告、FD・CD申告の場合はそれぞれの所在地を管轄する商工会議所へ提出してください。

お知らせ

● 複数事業所分をまとめて納付しない場合は、3枚目裏面の記入は不要です。

納
付

● 汚染負荷量賦課金の納付

所定の納付書で納付する場合の取扱金融機関一覧

各都市銀行

みずほ銀行
三井住友銀行
三菱 UFJ 銀行
りそな銀行
埼玉りそな銀行

各地方銀行

青森銀行
秋田銀行
足利銀行
阿波銀行
池田泉州銀行
伊予銀行
岩手銀行
大分銀行
大垣共立銀行
沖縄銀行
鹿児島銀行
北九州銀行
紀陽銀行
京都銀行
きらぼし銀行
関西みらい銀行（近畿大阪銀行）
群馬銀行
佐賀銀行
山陰合同銀行
滋賀銀行
四国銀行
静岡銀行

七十七銀行
清水銀行
十八銀行
十六銀行
荘内銀行
常陽銀行
親和銀行
スルガ銀行
第四銀行
但馬銀行
筑邦銀行
千葉銀行
千葉興業銀行
中国銀行
筑波銀行
東邦銀行
東北銀行
鳥取銀行
富山銀行
南都銀行
西日本シティ銀行
八十二銀行

肥後銀行
百五銀行
百十四銀行
広島銀行
福井銀行
福岡銀行
北越銀行
北都銀行
北陸銀行
北海道銀行
北國銀行
三重銀行
みちのく銀行
宮崎銀行
武蔵野銀行
山形銀行
山口銀行
山梨中央銀行
横浜銀行
琉球銀行

北洋銀行

商工組合中央金庫

ペイジー (Pay-easy) での納付

汚染負荷量賦課金は、ペイジーで納付することができます。

各金融機関のインターネットバンキングの案内に沿って、電子納付用入力シートに記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力し、納付してください。

- ATMでの納付はできません。
- 取扱金融機関については下記をご覧ください。
- ペイジーで納付する場合、インターネットバンキングの申込が必要となります。詳細は各金融機関にお問い合わせください。
- 全期および第1期については、汚染負荷量賦課金の納付額を入力してください。第2期以降については、電子納付用入力シートに記載された納付額が、インターネットバンキングの画面上に表示されます。
- ペイジーで納付した場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、補償業務部業務課までご連絡ください。

● ペイジー (Pay-easy) とは

民間企業や国、地方公共団体等と金融機関を結ぶ「マルチペイメントネットワーク」という決済システムを利用して、汚染負荷量賦課金の納付ができる仕組みです。

金融機関の窓口に出向かなくても、インターネットバンキングでいつでも納付できます。

なお、金融機関のメンテナンス等によって、利用できるサービス時間などに制限がある場合がありますので、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

ペイジーが利用できる取扱金融機関一覧

各都市銀行

三井住友銀行
りそな銀行
埼玉りそな銀行

各地方銀行

青森銀行
秋田銀行
岩手銀行
大垣共立銀行
沖縄銀行
北九州銀行
紀陽銀行
京都銀行
きらぼし銀行
関西みらい銀行（近畿大阪銀行）
群馬銀行
佐賀銀行
山陰合同銀行

静岡銀行
七十七銀行
十八銀行
十六銀行
荘内銀行
スルガ銀行
第四銀行
中国銀行
筑波銀行
東邦銀行
鳥取銀行
富山銀行
八十二銀行

肥後銀行
百十四銀行
福井銀行
北都銀行
北陸銀行
北海道銀行
みちのく銀行
武蔵野銀行
山口銀行
横浜銀行
琉球銀行

北洋銀行

納
付

● ペイジー (Pay-easy) での納付
● 汚染負荷量賦課金の納付

2019年2月現在

ペイジーが利用できる金融機関については、随時更新しています。

最新の取扱金融機関については、機構ホームページでご確認いただくか機構に直接お問い合わせください。

「金額手入力方式」の場合 (全期・第1期)

電子納付用入力シートの記載例

「確認番号 *1、*2」と「払込金額」を記入してください。

<表面>
独立行政法人環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金 電子納付用入力シート

金額手入力方式



20XX年4月1日

<注意事項>

- ・ATM端末でのペイジー(Pay-easy)によるお支払いはできません。
- ・本シートは金融機関の窓口でのお取扱いはできません。窓口でお支払の場合は所定の納付書をご持参ください。
- ・本シートの納付後、納付書で納付を行うことはできません。

青空工業株式会社
仙台工場

様

賦課金番号 : 03309012

収納区分 : 10

納付期限 : 20XX年5月15日

納付目的 : 20XX年度 汚染負荷量賦課金

ペイジー(Pay-easy)によるお支払いをご利用の場合、必要事項(複数事業所分をまとめて納付「しない」・「する」、納付する期別、払込金額)を空欄部に手書きで記入のうえ、インターネットバンキングの画面の案内に従って、次の項目をご入力ください。

収納機関番号 4 8 0 0 3

納付番号 0 3 3 0 9 0 1 2 1 0 0 1 9

確認番号 *1 *2 0 1 0 0

*1 複数事業所分をまとめて納付「しない」・「する」をご記入ください。
0:しない, 1:する
*2 納付する期別をご記入ください。
0:全期, 1:第1期

納付区分 3 0 1

払込金額

1 10

* 裏面もお読みください。

● 収納機関番号

環境再生保全機構の汚染負荷量賦課金専用の番号で固定番号です。必ずこの番号を入力してください。

● 納付番号

納付番号は事業所毎に異なります。機構から送付された電子納付入力シートに記載された13ケタの番号を入力してください。

● 確認番号

下記のとおり、番号を記入してください。

*1 複数事業所分をまとめて納付【しない】場合:0
複数事業所分をまとめて納付【する】場合 :1

*2 延納【しない】場合:0

延納【する】場合 :1

*1	*2	0	1	0	0
----	----	---	---	---	---

● 払込金額

汚染負荷量賦課金の納付額を記入してください。

下4ケタの「0100」は固定番号なので必ずこの4ケタを使用してください。

ペイジー (Pay-easy) 納付手順

インターネットバンキングの利用については金融機関との手続きが必要になります。

- ご利用の金融機関のインターネットバンキングからペイジーで納付することができます。操作画面・操作方法は、金融機関ごとに異なりますが、操作の基本的な流れは同じです。

1 ご契約の金融機関のホームページからインターネットバンキング画面を開き、ログインする。

2 取引メニューの中から、「ペイジー料金払込」または「各種料金払込」のメニューを選択する。

●「収納機関番号」を入力する画面が表示されます。

3 環境再生保全機構の収納機関番号

【48003】を入力して、**次へ**をクリックする。

- 「収納番号」、「確認番号」、「納付区分」を入力する画面が表示されます。

4 「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」について、電子納付用入力シート (42 ページ) に印字してあるそれぞれの番号を入力して、**次へ**をクリックする。

- 電子納付を行う申告の内容が表示されます。

5 内容を確認の上、間違いがなければ **次へ**をクリックする。

- 「払込金額」を入力する画面が表示されます。

6 「払込金額」欄に汚染負荷量賦課金の納付額を入力し、**次へ**をクリックする。

- 電子納付を行う申告の内容が表示されます。

7 電子納付を行う申告の内容を確認し、間違いがなければ、**払込**をクリックする。

納付

●ペイジー (Pay-easy) での納付

「金額参照方式」の場合 (第2期目以降)

電子納付用入力シートの記載例

<表面>
独立行政法人環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金 電子納付用入力シート



金額参照方式

20XX年4月1日

<注意事項>

- ・ATM端末でのペイジー(Pay-easy)によるお支払いはできません。
- ・本シートは金融機関の窓口でのお取扱いにはできません。窓口でお支払の場合は所定の納付書をご持参ください。
- ・本シートの納付後、納付書で納付を行うことはできません。

青空工業株式会社
仙台工場

様

賦課金番号 : 03309012
収納区分 : 10
納付期限 : 20XX年5月15日
納付目的 : 20XX年度 第2期 汚染負荷量賦課金

ペイジー(Pay-easy)によるお支払いをご利用の場合、インターネットバンキングの画面の案内に従って、次の項目をご入力ください。

● 収納機関番号

環境再生保全機構の汚染負荷量賦課金専用の番号で固定番号です。必ずこの番号を入力してください。

収納機関番号

4 8 0 0 3

納付番号

0 3 3 0 9 0 1 2 1 0 0 1 9

確認番号

0 1 0 1 0 0

納付区分

3 0 1

払込金額

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
9 8 0 9 0 0

* 裏面もお読みください。

● 納付番号

納付番号は事業所毎に異なります。機構から送付された電子納付入力シートに記載された13ケタの番号を入力してください。

● 払込金額

あらかじめ納付金額が印字されています。

ペイジー (Pay-easy) 納付手順

インターネットバンキングの利用については金融機関との手続きが必要になります。

- 金融機関のインターネットバンキングからペイジー (Pay-easy) で納付することができます。操作画面・操作方法は、各金融機関ごとに異なりますが、操作の基本的な流れは同じです。

1 ご契約の金融機関のホームページからインターネットバンキング画面を開き、ログインする。

2 取引メニューの中から、「ペイジー料金払込」または「各種料金払込」のメニューを選択する。 ● 「収納機関番号」を入力する画面が表示されます。

3 環境再生保全機構の収納機関番号 【48003】を入力して、**次へ**をクリックする。

- 「収納番号」、「確認番号」、「納付区分」を入力する画面が表示されます。

〇〇銀行インターネットバンキング ログアウト ヘルプ

ようこそ 青空 工業 様

お取引メニュー

- ▲ 残高・入出金明細
- ▲ 振込・振替
- ▲ 公共料金等自動支払
- ▲ ペイジー料金払込

ペイジー料金払込

「収納機関番号」を入力してください。

収納機関番号 48003

戻る 次へ

4 「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」について、 電子納付用入力シート (44 ページ) に印字してある それぞれの番号を入力して、**次へ**をクリックする。

- 電子納付を行う申告の内容が表示されます。

〇〇銀行インターネットバンキング ログアウト ヘルプ

ようこそ 青空 工業 様

お取引メニュー

- ▲ 残高・入出金明細
- ▲ 振込・振替
- ▲ 公共料金等自動支払
- ▲ ペイジー料金払込

ペイジー料金払込

「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力してください。

納付番号 0330901210230

確認番号 010100

納付区分 301

戻る 次へ

5 電子納付を行う申告の内容を確認し、 間違いがなければ、**払込**をクリックする。

〇〇銀行インターネットバンキング ログアウト ヘルプ

ようこそ 青空 工業 様

お取引メニュー

- ▲ 残高・入出金明細
- ▲ 振込・振替
- ▲ 公共料金等自動支払
- ▲ ペイジー料金払込

ペイジー料金払込

内容をご確認の上、「払込」を押してください。

払込先 環境再生保全機構

納付番号 0330901210230

お名前 青空 工業

払込内容 XXXX

払込金額 980,000円

戻る 払込

納
付

● ペイジー (Pay-easy) での納付

誤りの多い事例

オンライン申告

事例	ここをご確認ください
送信をしていない。	必ず送信記録で送信の確認をしてください。
算定様式ファイルの送信を忘れた。	速やかに機構までご連絡ください。機構の指示にしたがって、再度申告書Excel雛型ファイルと算定様式Excel雛型ファイルを送信してください。送信する時は、申告書と算定様式のファイルの数をよく確認してください。
内容に誤りがある申告用Excel雛型ファイルをアップロードした。	アップロードする前に、必ず入力内容に誤りがないかを確認してください。 ● 作成したExcel雛型ファイルにある 入力チェック をクリックすると、入力内容に誤りがないかをチェックできます。詳しくは、別冊の「汚染負荷量賦課金申告書類作成マニュアル」をご覧ください。
電子申告等を行う者が変更となった。	電子申告等を行う者（代表者又は代理人）が変更した場合は、「電子申告等届出書」を提出してください。 届出書は、用紙で代表者の押印をして提出してください。

FD・CD申告

事例	ここをご確認ください
メディアに申告書または算定様式が保存されていない。	提出の際は必ずファイルの種類およびファイルの数を確認してください。
FD・CD申告であるにもかかわらず、申告ファイルを保存したメディアが提出されていない。	FD・CD申告では、押印した申告書と申告用Excel雛型ファイルを保存したメディアの提出が必要です。
用紙申告用の複写式の様式と、FD・CD申告用のExcel雛型ファイルを混在して申告している。	どちらか一方の申告方式を選択して提出してください。
前年度の申告書または算定様式を使用している。	Excel雛型ファイルは、毎年度更新しています。 必ず当年度にダウンロードしたExcel雛型ファイルを使用してください。
加重平均一覧表から算定様式への数値の転記誤りがある。	転記は十分にご注意して行ってください。
その他、内容に誤りがある申告用Excel雛型ファイルをメディアに保存した。	メディアに保存する前に、必ず入力内容に誤りがないかを確認してください。 ● 作成したExcel雛型ファイルにある 入力チェック をクリックすると、入力内容に誤りがないかをチェックできます。詳しくは、別冊の「汚染負荷量賦課金申告書類作成マニュアル」をご覧ください。

用紙申告

事例	ここをご確認ください
計算誤り、端数処理誤りがある。	用紙申告においては、雛型ファイルのような自動計算機能や端数処理機能等のチェック機能がないので、再確認するなど誤りがないように注意してください。
転記誤り、記入漏れがある。	算定様式から申告書への転記誤りや、特に申告書の「代理人」欄、「最大排出ガス量」欄、算定様式の「施設名」欄の記入漏れに注意してください。
代表者又は代理人の押印漏れがある。	申告書については、代表者又は代理人の押印が必要になりますので押印漏れのないようにしてください。

オンライン申告

内 容	回 答
送信できない。	次のような原因が考えられます。 ● 申告書または算定様式の賦課金番号に誤りがある。 ● Excel雛型ファイルの名称を変更している。 ● Excel雛型ファイルの「入力チェック」で、入力が完了していない。
● 算定様式の送信を忘れた。 ● 送信した内容が違っていた。	補償業務部業務課へご連絡ください。 機構の指示にしたがって、再度申告用Excel雛型ファイルと算定様式Excel雛型ファイルを送信してください。

FD・CD申告

内 容	回 答
用紙申告用の申告書（複写式）と、Excel雛型ファイルの算定様式を併用できるか？	用紙申告用の申告書（複写式）と、Excel雛型ファイルの算定様式の併用はできません。

オンライン申告一般事項

内 容	回 答
「電子申告等届出書」に有効期限はあるか？	● 登録した「電子申告等を行う者」に変更がない限り有効です。 ● 「電子申告等を行う者」に社長を登録した場合は、社長が交代しない限り有効です。 ● 代理人として工場長等を「電子申告等を行う者」に登録した場合は、工場長等が交代しない限り有効です。 ● 認証用CDは、「電子申告等を行う者」が変更しない限り継続して使用していただきますので大切に保管してください。
認証情報の送付先である「識別コード送付先情報」欄に変更があった場合に必要手続きは？	● 「識別コード送付先変更連絡票」によりご連絡ください。 ● 変更連絡票は、FAX、郵送で提出するかオンライン名称変更届出書に入力の上オンラインで提出できます。
オンライン申告を代理人で行っている事業者で、代理人が変更になる場合に必要手続きは？	● 「電子申告等届出書」を提出してください。 ● なお、この届出書は、「代理人選任・解任届出書」も兼ねていますので、改めて「代理人選任・解任届出書」の提出は必要ありません。
オンラインで提出できる届出書の種類が知りたい。	● 「名称等変更届出書」です。事前に認証情報の取得が必要です。 ● 「代理人選任・解任届出書」と「電子申告等届出書」は用紙での提出になり、必ず代表者の押印をお願いします。
認証情報を取得後、用紙申告またはFD・CD申告に変更できるか？	● 認証情報を取得後であっても、用紙申告、FD・CD申告に変更できます。 ● その際の申告書などの提出先は、管轄の商工会議所になりますので、二重申告にならないようにご注意ください。
オンライン申告を行う事業者で、代表者が変更になった場合に必要手続きは？	● 「電子申告等を行う者」が代表者である場合は、「電子申告等届出書」を再度提出して新しい認証情報を取得してください。 ● 「電子申告等を行う者」が代表者でなく代理人として工場長などを登録している場合は、特に手続きの必要はありません。
納付義務者の名称が変更になる場合に必要手続きは？	● 「名称等変更届出書」を提出してください。 ● 同時に「電子申告等を行う者」が変更になる場合は、「電子申告等届出書」も併せて再提出してください。

困ったとき

● ●
誤りの多い事例
FAQ

オンライン申告システムへのログイン

内 容	回 答
● オンライン申告システムにログインできない。 ● オンライン申告システムの画面が表示できない。	次のような原因が考えられます。 ● アドレスの入力誤り。 ● オンライン申告システムの、https://のS(エス)の入力もれ。 ● 通信プロトコルがSSLに設定されている。 → 下記手順で設定を変更してください。 ① ブラウザで、ツール ▶ インターネットオプション ▶ 詳細設定をクリックする。 ② 「SSL 2.0を使用する」「SSL 3.0を使用する」のチェックを外し、「TLS 1.0を使用する」「TLS 1.1の使用」「TLS 1.2の使用」にチェックを入れる。 ③ OKをクリックする。 ● 前年度のパスワードを使用していた。 ● ログイン後、ログアウト操作をせずにウィンドウを閉じてしまった。 → ブラウザのインターネット一時ファイルおよびCookieの削除を行ってください。(52 ページ) または、ブラウザソフトを一旦全て閉じ、再度起動してからログインを行うことで新しいセッションで接続ができるようになります。
変更したパスワードを忘れた。	補償業務部業務課へご連絡ください。 変更したパスワードを初期化しますので、再度、仮パスワードでログインしていただき新パスワードを設定してください。
仮パスワードのはがきが届いていない。 または紛失した。	● 速やかに補償業務部業務課までご連絡ください。 仮パスワードを再発行いたします。 ● はがきの送付先に変更があった場合は、「識別コード送付先変更連絡票」を提出してください。 ● 前年の11月1日以降に発行された認証用CD(新規/更新共に)はそのまま翌年の4月以降もご利用いただけます。 その場合は、認証情報のはがきは発行されませんのでご注意ください。
識別コード(認証用CD)を紛失した。	速やかに補償業務部業務課までご連絡ください。 識別コード(認証用CD)を再発行いたします。

Excel雛型ファイルについて

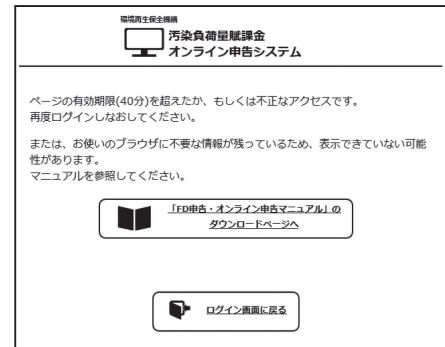
内 容	回 答
● ホームページにアクセスできない。 ● ダウンロードできない。	● メッセージが出る場合： ブラウザソフトのセキュリティオプションの設定か、事業所のサーバやネットワークのセキュリティ上の問題である可能性があります。 → システム管理者に相談してください。 ● 回線が混雑していると思われる場合： 時間帯を変えて、再度接続を試みてください。
ダウンロードしたExcel雛型ファイルを解凍できない・開けない。	● ダウンロード中にファイルが破損した可能性があります。 → 再度、Excel雛型ファイルをダウンロードしてみてください。 ● パソコンに解凍ソフトがインストールされていない。 → Windows 標準機能でファイルを解凍してください。(22 ～ 23 ページ)

内 容	回 答
● Excel雛型ファイルが開かない。 (開こうとすると強制終了する。) ● 入力チェック 印刷 様式の追加などをクリックすると、Excelが強制終了する。(メッセージが表示される場合もあります) ● 「プロジェクトまたはライブラリが見つかりません」などのエラーメッセージ出現し、マクロが機能しなくなった。 ● 作業中にフリーズする。	● Excelが、Dynamic Data Exchange (DDE) を無視するように設定されている。 → 下記手順で設定を変更してください。 ① Excelで、ファイル▶オプション▶詳細設定をクリックする。 ② 「全般」の「Dynamic Data Exchange(DDE)を使用するほかのアプリケーションを無視する」にチェックが入っている場合はチェックを外す。 ③ OKをクリックする。 ● 事業所内でのセキュリティの問題から、マクロファイルを使用できない環境で無理に使用した場合、強制終了されることがあります。 ● ネットワークの環境や、PCとプリンターの接続などシステム環境により、印刷ができない、強制終了されるなどのケースがまれに発生します。 → 事業所のシステム管理者にご相談ください。 ● Excel雛型ファイルは、ブックやシートに保護をかけられています。入力できないセルの操作、マクロ情報の編集、ファイル名の変更などを行うと、Excel雛型ファイルが損傷する原因となります、。 ● 事業所内のインターネット接続環境や、ダウンロード時の状況により、ダウンロードしたファイルの一部が損傷する場合があります。 → もう一度Excel雛型ファイルをダウンロードしてください。
Excelのマクロ表示が出ない	● Excelのセキュリティレベルを変更してください。(別冊の申告書類作成マニュアル6ページ)
算定様式で使用量なしの月に「0」と入力すると、エラー表示となる。	● 算定様式は「0」の入力に対応しておりません。 → 0の場合は空白 (何も入力しない) としてください。(全様式共通)
様式の追加 を実行すると、「メモリ不足」のメッセージが表示される。	● Excel雛型ファイルをFD・CDなどのメディア上で実行している。 → Excel雛型ファイルをデスクトップやマイドキュメントなどのハードディスク上にコピーして実行してください。
算定様式を複数枚作成する時は、必要枚数分ダウンロードする必要はありますか？	算定様式が複数枚必要なときは、Excel雛型ファイルの下にある算定様式の追加をクリックして必要枚数を追加してください。 ※C様式については、1施設について1様式に入力します。 複数の施設分を算定する場合は、入力されていないC様式のExcel雛型ファイルを必要な施設分だけコピーしてから作成してください。
エクセル保存 を行うと、「変更を保存して署名を破棄する(D)」などのメッセージが表示される。	算定様式の追加で複数の算定様式を作成していた場合、エクセル保存を行うと左記メッセージが表示されます。 ● 変更を保存して署名を破棄する(D)をクリックして、保存してください。
Excelを終了できない。	Excel雛型ファイルを閉じる前に、Excelを終了しようとする、とエラーメッセージが表示されてExcelを閉じることができません。 ● 終了をクリックしてExcel雛型ファイルを閉じてから、Excelを閉じてください。
「名称等変更届出書」などの、届出書の様式の入手方法は？	● 本冊子の66ページから73ページに届出様式の雛型を載せておりますので、コピーしてお使いください。 ● オンライン申告を行っている場合は、オンライン申告システムで名義等の変更を届け出ることが出来ますので、そちらをご利用ください。
■ FD・CD申告で、ファイルをメディアに保存する時の、保存する順番はありますか？	● 保存する順番はありません。 ● ファイルの名称は変更しないでください。
■ インターネットが接続されていない事業者が、FD・CD申告に使用するExcel雛型ファイルを入手する方法はありますか？	管轄の商工会議所で持参のFDなどにデータをコピーするか、補償業務部業務課までご連絡ください。

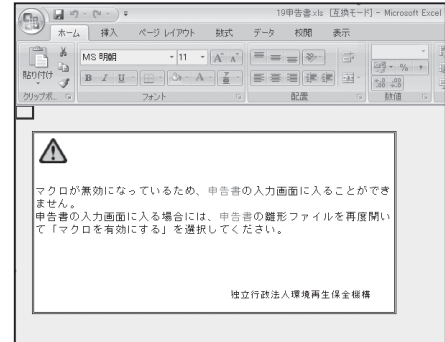
PCの使用上のトラブルなど

オンライン申告システムで右記の画面が表示される場合は、一度ブラウザを閉じて、再ログインしてください。

それでも解決しない場合は、ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。(52 ページ)



Excel 雛型ファイルを起動したとき、マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、マクロのセキュリティを変更してください。(別冊の申告書類作成マニュアル4～6 ページ)



ユーザIDやパスワードの表示画面が表示されない。

Internet Explorer 11、Microsoft Edge および Google Chrome 以外のブラウザで接続している場合は、ユーザIDやパスワードの画面は表示されません。古いバージョンのブラウザを使用している場合は、最新のものにバージョンアップしてください。

(Internet Explorer 11 以前のバージョンはマイクロソフトのサポートも切れており、セキュリティの観点からも、バージョンアップすることをマイクロソフトも強く勧めています。)

また、Firefox、Safari など、推奨ブラウザ以外のものを使用して接続している場合は、最新の Internet Explorer など、推奨ブラウザで接続してください。

32bit 版の Excel 雛型ファイルをダウンロードしたが、ファイルが起動しない。

Microsoft Excel のビットバージョンを確認してください。(51 ページ)

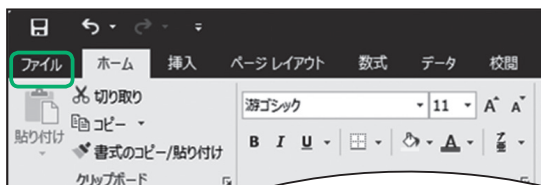
お使いの Microsoft Excel が「64ビット」の場合は、オンライン申告システムから 64bit 版の Excel 雛型ファイルをダウンロードしてください。(20 ページ)

Microsoft Excelのビットバージョンを確認する

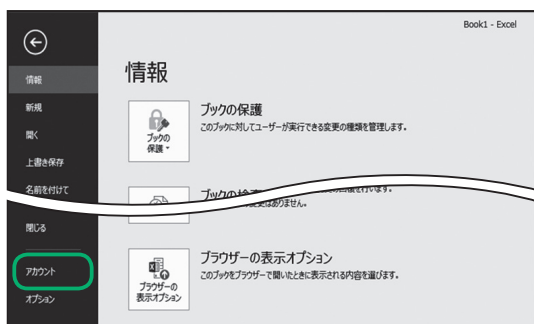
- Excelのビットバージョンを確認し、「64ビット」版をご使用の場合は、オンライン申告システムのダウンロード画面から64bit版のExcel 雛型ファイルを選択してダウンロードしてください。(20 ページ)

Excel 2016、Excel 2013 の場合

1 ファイルをクリックする。



2 アカウントをクリックする。



3 Excelのバージョン情報をクリックする。

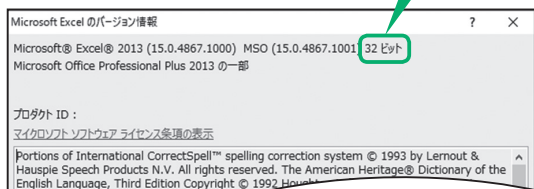


4 ビットバージョンを確認する。

Excel 2016 の場合



Excel 2013 の場合

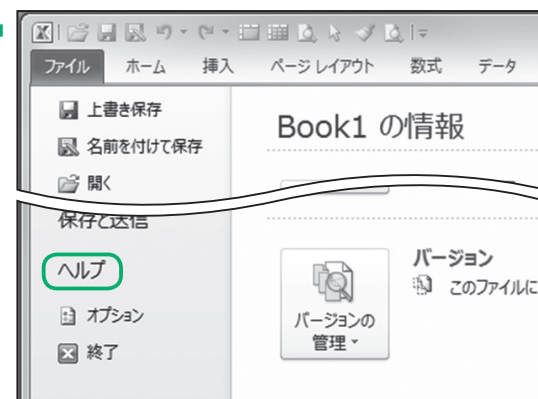


Excel 2010 の場合

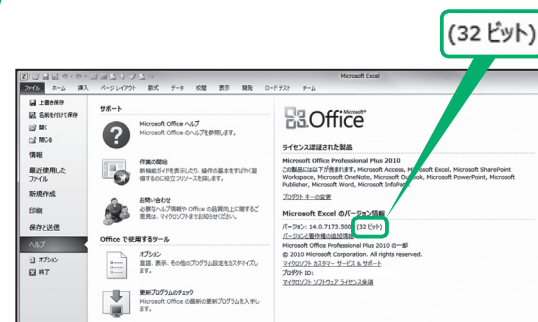
1 ファイルをクリックする。



2 ヘルプをクリックする。



3 ビットバージョンを確認する。



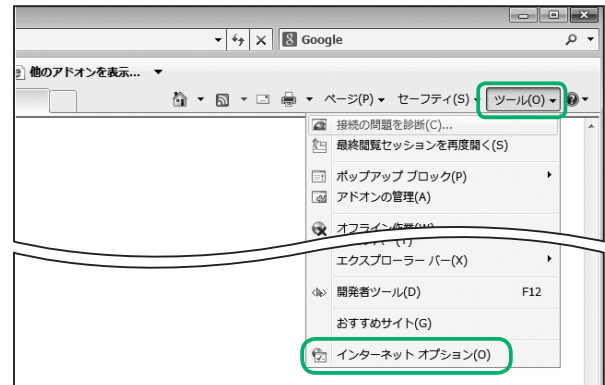
困ったとき

● PCの使用上のトラブルなど

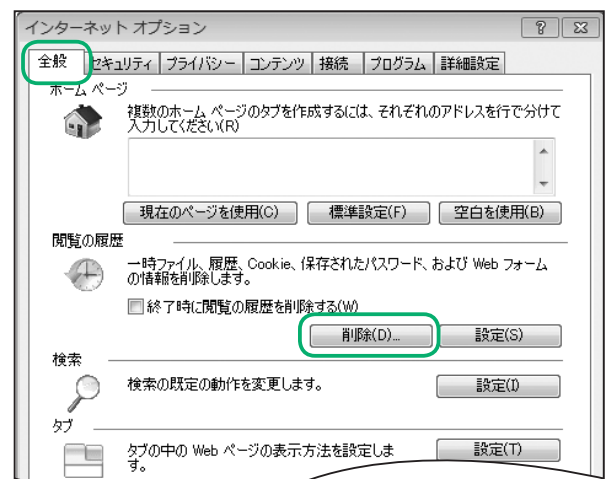
ブラウザのインターネット一時ファイルを削除するには

Internet Explorerの場合

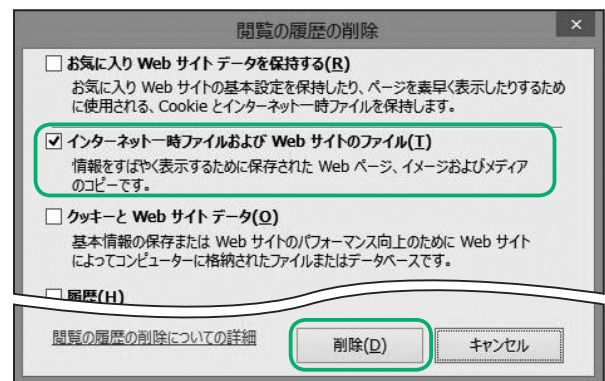
- 1 メニューから**ツール(T)**を選択し、**インターネットオプション(O)**をクリックする。



- 2 **全般**タブを選択し、「**閲覧の履歴**」の**削除(D)**をクリックする。



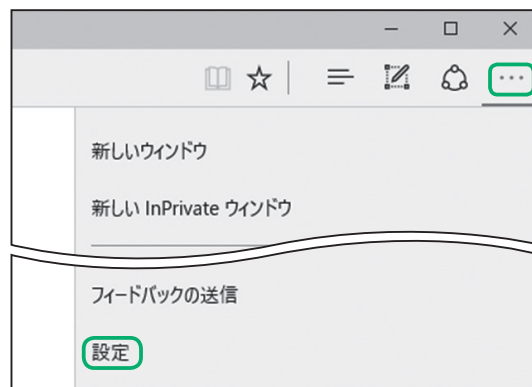
- 3 下記のチェックボックスをチェックして**削除(D)**をクリックする。



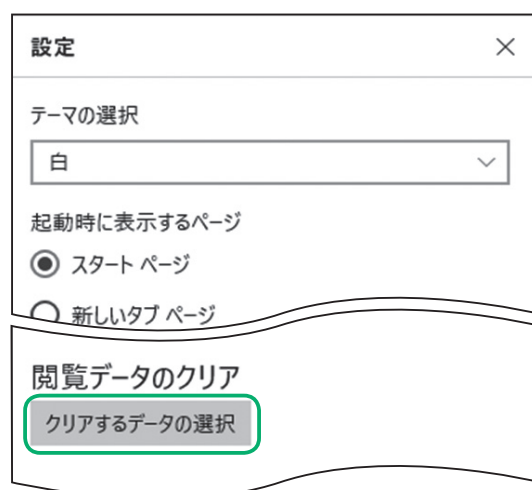
● 上記の操作で解決できない場合、「クッキーとWebサイトデータ (O)」にもチェックを入れ、削除してください。

Microsoft Edge の場合

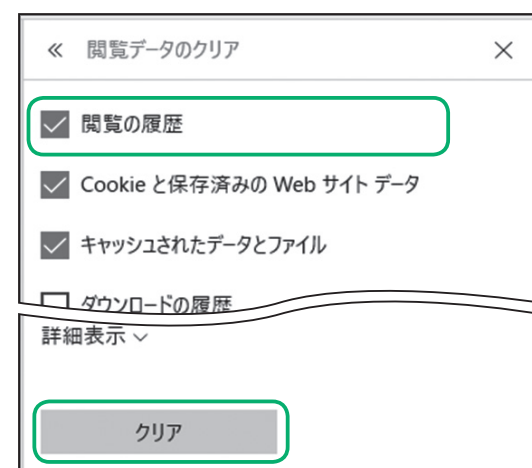
- 1 ブラウザ右上のをクリックし、**設定**をクリックする。



- 2 「閲覧データのクリア」の**クリアするデータの選択**をクリックする。



- 3 「閲覧の履歴」をチェックして**クリア**をクリックする。



- 上記の操作で解決できない場合、「Cookieと保存済みのWebサイトデータ」、「キャッシュされたデータとファイル」にもチェックを入れ、削除してください。

ブラウザのインターネット一時ファイルを削除するには(続き)

Google Chrome の場合

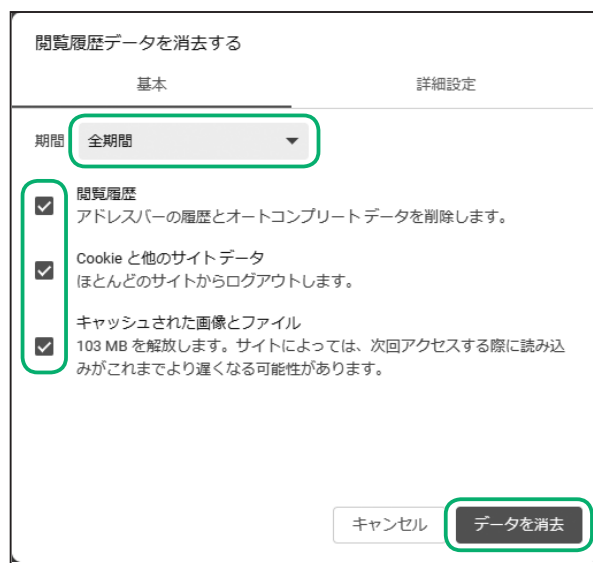
- 1 ブラウザ右上の **⋮** をクリックし、**設定(S)** をクリックする。



- 2 **詳細設定** をクリックし、**閲覧履歴データを消去する** をクリックする。



- 3 期間を**全期間**にして、**全てにチェックを入れてからデータ消去** をクリックする。



エラーなどの一覧

不正ファイル選択エラー画面

環境再生保全機構
汚染負荷量賦課金
オンライン申告システム

申告ファイルアップロード エラー

該当のExcel雛型ファイルには、入力内容にもれがあります。
入力もれの箇所を確認し、入力を完了後、ファイルを再度提出（アップロード）してください。

※ Excel雛型ファイル「入力チェック」ボタンにより、必ずエラーがなくなったことを確認してください。

エラー	ファイル名	備考
エラー	XX申告書.xlsx	

この件についてのご相談やご不明な点は、以下までお問い合わせください。

(連絡先)
独立行政法人環境再生保全機構
補償業務部業務課
TEL 044-520-9543
MAIL h-gyoumu@erca.go.jp

[←オンライン申告メニューへ戻る](#)

左記のメッセージが表示された場合、該当のExcel雛型ファイルには、入力もれがあります。下記の手順にしたがって、入力もれの箇所を確認し、再度提出（アップロード）してください。

- ①提出（アップロード）時にエラーがあったExcel雛型ファイルを開く
 - ②入力チェックをクリックする
 - ③案内にしたがって、入力もれの箇所を入力する
 - ④再度入力チェックをクリックする
 - ⑤入力が完了するまで③と④の手順を繰り返す
 - ⑥エラー画面が表示されなくなったことを確認し、**エクセル保存**をクリックし、任意の場所にExcel雛型ファイルを保存する
 - ⑦オンライン申告システムにログインし、保存したExcel雛型ファイルを再度提出（アップロード）する
- Excel雛型ファイル提出（アップロード）画面からはExcel雛型ファイル以外のファイルは送信できません。
 - Excel雛型ファイル以外の添付書類をアップロードする場合は、添付ファイル提出（アップロード）で送信してください。

申告ファイル名変更によるエラー画面

オンライン申告アップロード

「参照」ボタンを使用し、アップロードするファイルを1つずつ選択してください。
選択もれや重複がないよう、注意してください。

※ Excel雛型ファイルのファイル名は変更しないでください。

ただし、C様式については、複数の施設があり様式を別にして算定する場合は、次のとおりファイル名の後に様式番号を追加して保存のうえ、アップロードまたはFD・CD

C様式で

VBScript: オンライン申告システム

申告書ファイルが指定されていません。

OK

XX申告書_09999010 (仙台工場) .xlsx

[クリア](#)

左記のメッセージが表示された場合、申告書Excel雛型ファイルの名称が変更されています。

申告書は、「××申告書_○○○○○○○○.xlsx」という名称でダウンロードされます。この名称を変更してしまうと、アップロードすることができません。

下記の手順にしたがって、申告書ファイルの名称を修正し、再度提出（アップロード）してください。

- ① 提出（アップロード）した申告書Excel雛型ファイルを準備する
- ② ファイル名を修正する。ここでは、(仙台工場)を入れたことによりエラーとなったので、この文字を削除する
- ③ オンライン申告システムにログインし、修正した申告書Excel雛型ファイルを再度提出（アップロード）する

オンライン申告アップロード

「参照」ボタンを使用し、アップロードするファイルを1つずつ選択してください。
選択もれや重複がないよう、注意してください。

※ Excel雛型ファイルのファイル名は変更しないでください。

ただし、C様式については、複数の施設があり様式を別にして算定する場合は、次のとおりファイル名の後に様式番号を追加して保存のうえ、アップロードまたはFD・CD

C様式で

VBScript: オンライン申告システム

データ入力したExcel雛型ファイル(.xlsx)を選択してください。

OK

XX申告書_09999010.xlsx

[クリア](#)

XX A様式 (仙台工場) .xlsx

[クリア](#)

左記のメッセージが表示された場合、A様式Excel雛型ファイルの名称が変更されています。

A様式は、「×× A様式.xlsx」という名称でダウンロードされます。

この名称を変更してしまうと、アップロードすることができません。

下記の手順にしたがって、A様式ファイルの名称を修正し、再度提出（アップロード）してください。

- ①提出（アップロード）したA様式Excel雛型ファイルを準備する
- ②ファイル名を修正する。ここでは、(仙台工場)を入れたことによりエラーとなったので、この文字を削除する
- ③オンライン申告システムにログインし、修正したA様式Excel雛型ファイルを再度提出（アップロード）する

困ったとき

● エラーなどの一覧
● PCの使用上のトラブルなど

年度エラー画面



環境再生保全機構
汚染負荷量賦課金
オンライン申告システム

申告ファイルアップロード エラー

申告年度エラーが発生しました。

この件についてのご相談やご不明な点は、以下までお問い合わせください。

(連絡先)
独立行政法人環境再生保全機構
補償業務部業務課
TEL 044-202-9545
MAIL h-gyoumu@erca.go.jp

◀申告メニューへ戻る

左記のメッセージが表示された場合、申告書の申告区分が「10」以外の数字になっています。当初申告の方は「10」に修正して、再度提出（アップロード）してください。
また、修正申告の方は、申告書類の年度をご確認ください。

環境再生保全機構



汚染負荷量賦課金
オンライン申告システム

申告ファイルアップロード エラー

当初申告が登録されていません。
この件についてのご相談やご不明な点は、以下までお問い合わせください。

(連絡先)

独立行政法人環境再生保全機構
補償業務部業務課
TEL 044-520-9543
MAIL h-gyoumu@erca.go.jp

◀オンライン申告メニューへ戻る

①	申告 区分	賦課 区
	11	1

前年度データ複写	入力チェック	印刷	エクセル保存	終了
----------	--------	----	--------	----

20XX年度 汚染負荷量試算申告書

独立行政法人 環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

修正分

提出年月日 〃 20XX年7月5日

①	申告区分	課金単 位 分	汚染負荷量試算申告書	納付義務発生額	工場地帯等費	C-D
	11	1	03309	01	2	

② 納付先 付嘱先 義理人 訴訟等 告発者 遺囑者	(79A) 〃 納付先 住所 神奈川川崎市幸区大宮町 1 3 1 〇	(79B) 電話番号 044-520-8503	(79C) 裁判所 大森一夫 印
	(b)氏名又は名称 青空工業株式会社		
	(79D) 〃 代表者氏名 青空一郎 印	(79E) 電話番号 044-520-8503	(79F) 裁判所 大森一夫 印
	(g)収 入 金 額 8,230,000		

56

商工会議所一覽

都道府県	商工会議所名
北海道	函館 札幌 旭川 室蘭 釧路 帯広 北見 稚内 紋別 苫小牧
青森	青森 弘前 八戸
岩手	盛岡
宮城	仙台
秋田	秋田
山形	山形 酒田
福島	福島 いわき
茨城	水戸 土浦 日立 下館
栃木	宇都宮 足利
群馬	高崎 前橋
埼玉	川越 川口 熊谷 さいたま 所沢 飯能
千葉	銚子 千葉 船橋 木更津 市川 松戸 柏 市原 野田
東京	東京 八王子 武蔵野 立川
神奈川	横浜 横須賀 川崎 小田原 箱根 平塚 藤沢 茅ヶ崎 厚木 秦野 鎌倉 相模原
新潟	新潟 上越 長岡
富山	富山 高岡 射水
石川	金沢 小松
福井	福井 敦賀
山梨	甲府
長野	長野 松本
岐阜	岐阜 大垣 多治見 土岐
静岡	静岡 浜松 沼津 三島 富士 磐田
愛知	名古屋 岡崎 豊橋 半田 一宮 蒲郡 豊川 刈谷 豊田 安城 春日井 稲沢
三重	四日市 津 鈴鹿
滋賀	大津
京都	京都 舞鶴
大阪	大阪 堺 東大阪 泉大津 高槻 岸和田 貝塚 茨木 吹田 八尾 豊中 泉佐野 北大阪 守口門真
兵庫	神戸 姫路 尼崎 明石 西宮 伊丹 高砂 加古川
奈良	奈良
和歌山	和歌山
鳥取	鳥取
島根	松江 浜田
岡山	岡山 倉敷 備前
広島	広島 呉 福山 大竹
山口	下関 宇部 防府 徳山 岩国 小野田
徳島	徳島
香川	高松
愛媛	松山 新居浜
高知	高知
福岡	福岡 久留米 北九州 大牟田
佐賀	佐賀
長崎	長崎 佐世保
熊本	熊本
大分	大分
宮崎	宮崎
鹿児島	鹿児島
沖縄	那覇

● 商工会議所一覽
● エラーなどの一覽

困ったとき

必要なときに

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第52条 機構は、第48条の規定による納付金のうち、第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第13条第2項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用(以下「補償給付支給費用等」という。)の一部に充てるため、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの(以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

- 一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者
- 二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあっては、その解除があつた日(以下「基準日」という。)の前日の属する年度(以下「基準年度」という。)の初日において前号の政令で定められていた物質(以下「対象物質」という。)を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者(以下「既被認定者」という。)に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。
- 2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日がその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第2号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。
- 3 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第53条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1項第1号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額
- 二 前条第1項第2号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額
 - イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気の汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間(以下「算定基礎期間」という。)の各年における対象物質の年間排出量を大気の汚染の状況に応じた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量(以下「累積量」という。)を乗じて得た額の合計額
 - ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額
- 2 前項の年間排出量の算定の方式は、環境省令で定める。

(単位排出量当たりの賦課金額)

第54条 前条第1項第1号の単位排出量当たりの賦課金額は、第3条第1項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した補償給付支給費用等に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額(以下「賦課金見込額」という。)のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額とばい煙発生施設等設置者が排出する第52条第1項第1号の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量とを基礎として、当該物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。

- 2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第2号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い定めるものとする。
 - 一 前条第1項第2号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量
 - 二 前条第1項第2号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に一から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第55条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から45日以内に機構に納付しなければならない。

- 2 前項の申告書には、第52条第1項第1号の政令で定める物質又は基準日以後に排出される対象物質の年間排出量を証する書類として環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第1項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。
- 4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない。
- 5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第3項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、機構は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第56条 機構は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第57条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する第1項の期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。
- 4 機構は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対して、その徴収を請求することができる。
- 5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- 6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から30日以内に滞納処分に着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第58条 前条第1項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。
- 3 延滞金の計算において、前2項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 前3項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。
 - 一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。
 - 二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
 - 三 延滞金の額が百円未満であるとき。
 - 四 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
 - 五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第59条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第60条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(資料の提出)

第60条の2 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(環境省令への委任)

第61条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第141条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第139条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(罰則)

第146条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第60条の2(第66条において準用する場合を含む。)の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 二 第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 三 第140条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 旧公害健康被害補償法施行令(抜粋)

(汚染負荷量賦課金の賦課対象物質)

第28条 法第52条第1項の政令で定める物質は、硫黄酸化物とする。

(最大排出ガス量)

第29条 法第52条第1項の最大排出ガス量(同項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当りの量を、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。)につき政令で定める量は、別表第三の第二欄に上げる地域の区分に応ずる同表第三欄に掲げる量とする。

(単位排出量当りの賦課金額)

第30条 法第54条の政令で定める単位排出量当たりの賦課金額は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した硫黄酸化物一立方メートルにつき、別表第三の第二欄に掲げる地域の区分に応ずる同表の第四欄に掲げる金額とする。

別表第三(第29条、第30条関係)

1	別表第一の二十八の項から三十一の項まで及び三十二の項に掲げる地域	5,000m ³	省略
2	別表第一の二の項から二十二の項までに掲げる地域	5,000m ³	省略
3	別表第一の一の項、二十四の項、二十五の項及び三十一の二の項に掲げる地域	5,000m ³	省略
4	別表第一の二十三の項、二十六の項、二十七の項及び三十三の項から三十七の項に掲げる地域	5,000m ³	省略
5	別表第一に掲げる地域以外の地域	10,000m ³	省略

(指定地域解除 昭和63年3月1日)

(3) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(抜粋)

(政令で定める年)

第31条 法第53条第1項第2号イの政令で定める年は、法第52条第1項第2号に規定する基準年度の前年度の初日の属する年(別表第四において「基準年」という。)の4年前の年とする。

(年間排出量の換算の方法)

第32条 法第53条第1項第2号イの規定による法第52条第1項第2号に規定する対象物質(以下「対象物質」という。)の年間排出量の換算は、法第53条第1項第2号イに規定する算定基礎期間の各年における対象物質の年間排出量に別表第四の第二欄に掲げる地域の区分に従い、それぞれ、各年ごとに定める数を乗ずることにより行うものとする。

(4) 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(抜粋)

(年間排出量の算定の方式)

第3条 法第53条第2項の環境省令で定める同条第1項の年間排出量の算定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める算式により得た値の硫黄酸化物の量(温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートルをいう。以下この条において同じ。)を合計するものとする。ただし、これとは別の方式により年間排出量が算定できるときは、この限りでない。

一 使用する原材料又は燃料が液体又は固体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次のいずれかの算式により算出するものとする。

イ 原材料又は燃料の前年における使用量(単位 リットル)×原材料又は燃料の密度(単位 グラム毎立方センチメートル)×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(単位 重量比)× $(22.4/32)$

ロ 原材料又は燃料の前年における使用量(単位 キログラム)×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(単位 重量比)× $(22.4/32)$

二 使用する原材料又は燃料が気体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次の算式により算出するものとする。原材料又は燃料の前年における使用量(単位 温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートル)×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(単位 容量比)

2 前項の場合において、脱硫(原材料中又は製品等中に吸収されること及び原材料中又は灰分中に残留することを含む。第6条第1項第6号において同じ。)により除去される硫黄酸化物の量は控除して算定するものとする。

(納付の方法)

第5条 汚染負荷量賦課金は、これを工場又は事業場を単位として納付するものとする。ただし、納付義務者(法第52条第3項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うばい煙発生施設等設置者をいう。次条第2項、第7条、第8条及び第9条第2項において同じ。)が、これによらない旨をあらかじめ機構に届け出たときは、これとは別の方法により納付することができる。

(添付書類)

第6条 法第55条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第3条第1項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類

二 第3条第1項ただし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者にあつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類

三 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類

四 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類

五 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類

六 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあつては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

(フレキシブルディスクによる手続)

第6条の2 法第55条第2項の規定に基づく同条第1項の申告書への前条の書類の添付については、第4条第1項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要な事項を記録したフレキシブルディスクを添付することにより、行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第6条の3 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本工業規格X6221に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第6条の4 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6222、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6224又はX6225
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X0208附属書一

2 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208による図形文字並びに日本工業規格X0211による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第6条の5 第6条の2のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6221又はX6223によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書(様式第一号)中の汚染負荷量賦課金番号
- 二 法第55条第1項の申告書の提出年月日

(書類の保存義務)

第19条 ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者又はばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者であつた者は、法又はこの省令による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(代理人選任の届出)

第20条 ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者は、法の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を機構に届け出なければならない。

(電子情報処理組織による申告等)

第22条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出、法第56条の規定による延納の申請、第5条ただし書の規定による別の方法による納付の届出及び第20条の規定による代理人選任の届出(以下「電子申告等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、電子申告等を行う者の氏名その他必要な事項を文書で機構に届け出なければならない。

- 2 機構は、前項の規定による届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を電子申告等を行う者として届け出られた者に通知するものとする。
- 3 電子申告等を行う者は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項(次項において「電子申告等記録事項」という。)その他必要な事項を、電子申告等を行う者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる技術的基準に適合するものから入力して、電子申告等を行わなければならない。
 - 一 機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能
 - 二 機構の使用に係る電子計算機と通信できる機能
- 4 前項の規定により電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出を行う者は、第6条の2の規定にかかわらず、第6条各号に掲げる書類に記載すべき事項を電子申告等記録事項と併せて入力し、これを送信しなければならない。

他社商標について

- Microsoft、Windows、Excel、Word、Internet Explorer、Microsoft Edgeまたはその他のマイクロソフト製品の名称および製品名は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- 「Adobe」、「Adobe Reader」は、Adobe Systems Incorporated（アドビ システムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。
- Google Chromeは、Google LLCの商標です。
- その他名称については、各社の登録商標または商標です。
- 会社名、製品名の固有名詞は各社の商号、商標または登録商標です。
- 本手引きに記載されている会社名、システム名、製品名などには必ずしも商標表示（TM・®）を付記していません。

各書類の入手のしかた

書類	入手方法
公害健康被害補償・予防の手引き	独立行政法人環境再生保全機構のサイトにある賦課金ホームページ (https://www.erca.go.jp/fukakin/) よりダウンロードしてください。
申告書	 管轄の商工会議所から送付されます。
	 オンライン申告システム (https://shinkoku.erca.go.jp) よりダウンロードしてください。(20、21 ページ)
	 賦課金ホームページ (https://www.erca.go.jp/fukakin/) または管轄の商工会議所より入手してください。
各算定様式・添付書類	 管轄の商工会議所から送付されます。
	 オンライン申告システム (https://shinkoku.erca.go.jp) よりダウンロードしてください。(20、21 ページ)
	 賦課金ホームページ (https://www.erca.go.jp/fukakin/) または管轄の商工会議所より入手してください。
代理人選任・解任届出書	 67 ページ「代理人選任・解任届出書」をコピーまたは賦課金ホームページ (https://www.erca.go.jp/fukakin/) よりダウンロードしてください。 
電子申告等届出書 (兼代理人選任・解任届出書)	 69 ページの「電子申告等届出書」をコピーしてください。 ● 賦課金ホームページ (https://www.erca.go.jp/fukakin/) よりダウンロードすることもできます。
識別コード送付先変更連絡票	 71 ページの「識別コード送付先変更連絡票」をコピーしてください。 ● 賦課金ホームページ (https://www.erca.go.jp/fukakin/) よりダウンロードすることもできます。 ● オンライン申告システム (https://shinkoku.erca.go.jp) にログインし、「名称等変更届出書」を使って識別コード送付先を変更することができます。(28～31 ページ)
名称等変更届出書	 73 ページの「名称等変更届出書」をコピーまたは賦課金ホームページ (https://www.erca.go.jp/fukakin/) よりダウンロードしてください。 
	 オンライン申告システム (https://shinkoku.erca.go.jp) にログインし、「名称等変更届出書」を作成し送信することができます。(28～31 ページ)
汚染負荷量賦課金納付書	管轄の商工会議所から送付されます。 第2期目以降の納付書は機構からお送りします。

● 各書類の入手のしかた
● 他社商標について

必要ときに

代理人選任・解任届出書

右ページの原紙をコピーして
お使いください。

オンライン申告を行っている事業者が「電子申告等を行う者」に登録した代理人を変更する場合は、「電子申告等届出書」を提出して新しい認証情報を取得してください。

代理人選任・解任届出書記載例（用紙申告、FD・CD申告の場合）

- 代表者の印鑑を必ず押印のうえ、機構の補償業務部調査管理課または商工会議所まで持参または郵送で提出してください。（連絡先は、裏表紙をご覧ください。）

賦課金ホームページよりダウンロードできます。

代理人を解任する場合、被解任者の氏名と解任日を入力してください。

申告書を入力する対象工場・事業場の情報
を入力してください。

申告書を入力する賦課金番号を
入力してください。

代理人に選任する者の情報を入力してください。

- 氏 名：代理人の氏名
- 施設等設置者との関係：代理人の役職名
- 住 所：代理人の勤務先の住所
- 選任した日：代理人を選任した年月日

（様式第1号）（第2条関係）

ばい煙発生施設設置者
特定施設等設置者 代理人選任・解任届出書

賦課金番号	03309012		
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設 置していた工 場・事業場	(名称) 仙台工場 (所在地) 宮城県仙台市宮城野区港 1-2-3 電話 022-562-8181		
選任 氏名	大森 一夫	施設等設置者との関係	工場長
代理人 住所	宮城県仙台市 宮城野区港 1-2-3	選任した日	20XX 年 4 月 1 日
解任代理人氏名	鎌田 浩二	解任した日	20XX 年 3 月 31 日
代理人が行うべき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項		

20XX年 4 月 1 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

神奈川県川崎市幸区大宮町 1-3-10
青空工業株式会社
代表取締役 青空 一郎

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

（注）「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

届出年月日を入力してください。

代表者の印鑑を必ず押印してください。

法人名・住所・代表者の氏名を入力してください。（代理人不可）

(様式第1号) (第2条関係)

ばい煙発生施設設置者
特定施設等設置者

代理人選任・解任届出書

賦課金番号									
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設 置していた工 場・事業場		(名称)				(所在地) 電話			
選任 代理人	氏名					施設等設置者との関係			
	住所					選任した日	年 月 日		
解任代理人氏名						解任した日	年 月 日		
代理人が行うべき事項の範囲		公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項							

年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

(注)「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

電子申告等届出書

右ページの原紙をコピーしてお使いください。

電子申告等届出書記載例(オンライン申告の場合)

● 代表者の印鑑を必ず押印のうえ、機構の補償業務部業務課または商工会議所まで持参または郵送で提出してください。(連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

賦課金ホームページよりダウンロードできます。

代理人を解任する場合、被解任者の氏名と解任日を入力してください。

申告書を入力する納付義務者(ばい煙発生施設等設置者)を入力してください。

申告書を入力する賦課金番号を入力してください。

申告書を入力する対象工場・事業場の情報を入力してください。

「電子申告等を行う者」(申告書に記載する代表者または代理人)の情報を入力してください。

- 氏 名:「電子申告等を行う者」の氏名
- 施設等設置者との関係:役職名(代理人の場合)
- 住 所:勤務先の住所
- 選任日:代理人を選任した年月日(代理人の場合)

電子申告等届出書(兼代理人選任・解任届出書)

(識別コード付与請求書)

賦課金番号	03508043		
納付義務者名称	青空工業株式会社	対象工場・事業場名	仙台工場
対象工場・事業場所所在地	宮城県仙台市青葉区青葉1丁目2番3号		
電子申告等を行う者(代表者または代理人)	氏名	大森 一夫	※施設等設置者との関係
	住所	宮城県仙台市青葉区青葉1-2-3	※選任日
			20XX年 4月 1日
※被解任者氏名		※解任日	年 月 日

20XX年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第20条及び)第22条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

青空工業株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10
代表取締役 青空 一郎

印

独立行政法人環境再生保全機構理事 殿

識別コード送付先情報	郵便番号	9810916	電話番号	022 - 277 - 1122
	所在地	宮城県仙台市青葉区青葉1丁目2番3号		
	法人名	青空工業株式会社		
	事業場名	仙台工場		
	担当部課	環境課		
	担当者名	太伊木守		

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、代理人を選任(解任)する場合のみ記入してください。

届出年月日を入力してください。

代表者の印鑑を必ず押印してください。

法人名・住所・代表者の氏名を入力してください。(代理人不可)

オンライン申告の際に必要な認証情報(15ページ)の送付先を入力してください。(必ず入力してください。)

電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）

（識別コード付与請求書）

賦課金番号					
納付義務者名称				対象工場・事業場名	
対象工場・事業場所所在地					
電子申告等を行う者 (代表者または代理人)	氏名			※施設等設置者との関係	
	住所			※選任日	年 月 日
※被解任者氏名				※解任日	年 月 日
年 月 日 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第 20 条及び)第 22 条第 1 項の規定により、上記のとおり届け出ます。 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印 独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿					
識別コード送付先情報	郵便番号			電話番号	— —
	所在地				
	法人名				
	事業場名				
	担当部課				
	担当者名				

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第 20 条の規定により、代理人を選任（解任）する場合のみ記入してください。

識別コード送付先変更連絡票

右ページの原紙をコピーして
お使いください。

識別コード送付先変更連絡票記載例（オンライン申告の場合）

- 機構の補償業務部業務課までFAXか郵送で提出してください。（連絡先は、裏表紙をご覧ください。）
- 認証情報をお持ちの事業者は、オンライン申告システムにログインして、「名称等変更届出書」メニューから識別コード送付先の変更をオンラインで届出できます。（28～31 ページ）

賦課金ホームページよりダウンロードできます。

申告書に入力する賦課金番号を
入力してください。

法人名・住所・代表者または選任代理人の氏名を入力してください。
押印は不要です。

届出年月日を入力してください。

識別コード送付先変更連絡票

20XX年7月8日

独立行政法人環境再生保全機構 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

青空工業株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10
青空三郎

次のとおり変更があったので、連絡します。

賦課金番号		0	3	3	0	9	0	1	2
識別コード送付先情報	項 目	変 更 前				変 更 後			
	郵便番号	〒 106-0032				〒 212-8554			
	所在地	東京都港区六本木 4丁目1-4				神奈川県川崎市幸区 大宮町1丁目3-10			
	法人名	青空工業株式会社							
	事業場名	東京工場				本社工場			
	担当部課	環境課				環境安全部			
	担当者名	太伊木守				森口学			
	電話番号	03-3586-6041				044-520-9549			

※記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。

※変更内容が法人名の場合は、補償業務部業務課（044-520-9545）まで連絡してください。

※変更連絡票はFAX（044-520-2113）、郵送するか、オンライン名称等変更届出書に入力の上、
オンラインでご提出ください。

変更前の識別コード送付先情報を、
入力してください。

変更後の識別コード送付先情報を、
変更箇所のみ入力してください。

識別コード送付先変更連絡票

年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

次のとおり変更があったので、連絡します。

賦課金番号									
項 目		変 更 前				変 更 後			
識 別 コ ー ド 送 付 先 情 報	郵便番号	〒				〒			
	所在地								
	法人名								
	事業場名								
	担当部課								
	担当者名								
	電話番号								

- * 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。
- * 変更内容が法人名の場合は、機構補償業務部業務課(044-520-9545)まで連絡してください。
- * 変更連絡票はFAX(044-520-2133)、郵送するか、オンライン名称等変更届出書に入力の上、オンラインでご提出ください。

名称等変更届出書

右ページの原紙をコピーしてお使いください。

名称等変更届出書記載例（用紙申告、FD・CD申告の場合）

- 代表者または代理人の印鑑を必ず押印のうえ、機構の補償業務部調査管理課または商工会議所まで持参または郵送で提出してください。（連絡先は、裏表紙をご覧ください。）
- 認証情報をお持ちの事業者は、オンライン申告システムにログインして、「名称等変更届出書」をオンラインで届出できます。（28～31 ページ）

賦課金ホームページよりダウンロードできます。

申告書に入力する賦課金番号を入力してください。

届出年月日を入力してください。

法人名・住所・代表者または選任代理人の氏名を入力してください。

代表者または代理人の印鑑を必ず押印してください。

（様式第2号）（第2条関係）

名称等変更届出書

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
その代表者又は選任代理人
氏名又は名称 関東青空株式会社
住所 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
代表者又は選任代理人 代表取締役 山田 勝重

20XX 年 4 月 22 日

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号	1	2	3	4	5	6	7	8	変更年月日	20XX 年 4 月 11 日	
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)	☒ 商号変更 ☐ 営業譲渡 ☒ 本社の住所変更 ☒ 工場等の閉鎖・廃止 ☐ 工場等名の変更 ☐ 施設の賃貸借 ☐ 清算結了 ☐ 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 ☐ 合併 ☐ 会社分割 ☐ 工場等の移転 ☐ 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 ☐ その他()										
項目	変更前				変更後						
① 納付義務者 (はい煙発生施設等設置者)	フリガナ	カントウコウギョウカブシキガイシャ				カントウアオゾラカブシキガイシャ					
	名称 (法人名等)	関東工業株式会社				関東青空株式会社					
	フリガナ	トウキョウトミナトクロッポンギ				カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ					
② 申告対象工場・事業場	住所 (本店等所在地)	〒 106-0032 東京都港区六本木 4-1-4				〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310					
	※1 代表者氏名										
	フリガナ	アサカコウジョウ									
③ 送付先 (申告書等)	名称 (申告対象工場等名称)	朝霞工場				(廃止)					
	フリガナ	サイタマケンアサカシホンチョウ				〒					
	住所 (申告対象工場等所在地)	〒 106-0032 埼玉県朝霞市本町 150-254									
※2	フリガナ					カントウアオゾラカブシキガイシャ ソウムブソウムカ					
③ 送付先 (申告書等)	名称 (法人名部課等)					関東青空株式会社 総務部総務課					
	フリガナ					カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ					
住所	〒				〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310						
連絡担当者氏名	森口 学		所属部課	環境安全課		電話番号	044-520-9549				

変更年月日を入力してください。

該当する変更理由を選択してください。

変更箇所のみ入力してください。

担当者名・所属部署・連絡先を入力してください。

(様式第2号) (第2条関係)

名稱等變更届出書

年 月 日

獨立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
その代表者又は選任代理人

氏名又は名称

住所

代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号									変更年月日	年	月	日	
変更理由 (該当するところに□ を付けて下さい。)	☐ 商号変更 ☐ 営業譲渡 ☐ 本社の住所変更 ☐ 工場等の閉鎖・廃止 ☐ 工場等名の変更 ☐ 施設の賃貸借 ☐ 清算結了 ☐ 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 ☐ 合併 ☐ 会社分割 ☐ 工場等の移転 ☐ 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 ☐ その他()												
項 目	変 更 前						変 更 後						
①納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ												
	名 称 (法人名等)												
	フリガナ												
	住 所 (本店等所在地)	〒						〒					
※1 代表者氏名													
②申告対象工場・事業場	フリガナ												
	名 称 (申告対象工場等名称)												
	フリガナ												
住 所 (申告対象工場等所在地)	〒						〒						
※2	フリガナ												
③(申告書等) 送付先	名 称 (法人名部課等)												
	フリガナ												
	住 所	〒						〒					
連絡担当者氏名					所属部課				電話番号				

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。なお、旧認証情報は無効となります。

名称等変更届出書

オンライン名称等変更届出書記載例（オンライン申告の場合）

機構に現在登録されている情報が表示されます。

名称等変更届出書記載にあたっての留意事項

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。なお、旧認証情報は、無効となります。

オンライン 名称等変更届出書

20XX年7月8日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者
氏名又は名称
住所
代表者又は選任代理人

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者又は選任代理人
関東青空株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10
青空三郎

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号
9 0 0 0 0 0 0 9

変更年月日
20XX年7月1日

変更の理由
(該当するところに☑を付けて下さい。)

☐ 商号変更

☐ 営業譲渡

☐ 本社の住所変更

☐ 工場等の閉鎖・廃止

☐ 工場等名の変更

☐ 施設の賃貸借

☐ 清算結了

☐ 工場等の移転等
の送付先変更

☐ 合併

☒ 会社分割

☐ 工場等の移転

☐ 市町村の合併に伴う住所表示等の変更

☐ 識別コード送付先変更

☐ その他

① 納付義務者

項目

変更前

変更後

フリガナ

アオゾラコウギョウカブシカイシャ

カントウアオゾラカブシカイシャ

名 称
(法人名等)

青空工業株式会社

関東青空株式会社

フリガナ

トウキョウトミナトクロッポンギ 4-1-4

カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ 1-3-10

住 所
(本店等所在地)

〒1060032
東京都港区六本木4丁目1-4

〒218554
神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10

※1
代表者氏名

フリガナ

トウキョウコウジョウ

ホンシャコウジョウ

名 称
(申告対象工場等名称)

東京工場

本社工場

フリガナ

トウキョウトミナトクロッポンギ 4-1-4

カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ 1-3-10

住 所
(申告対象工場等所在地)

〒1060032
東京都港区六本木4丁目1-4

〒218554
神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10

※2
③ 送付先

フリガナ

アオゾラコウギョウカブシカイシャ
トウキョウコウジョウ

名 称
(法人名
部課等)

青空工業株式会社
東京工場

フリガナ

トウキョウトミナトクロッポンギ 4-1-4

住 所

〒1060032
東京都港区六本木4丁目1-4

〒

連絡担当者氏名

森口 学

所属部課

環境安全部

電話番号

044-520-9549

④ 識別コード
(送付先)

名 称
(法人名等)

青空工業株式会社

関東青空株式会社

事業場名

東京工場

本社工場

担当部課

環境課

環境安全部

フリガナ

タイキ マモル

モリグチ マナブ

担当者氏名

大伊木 守

森口 学

住 所

〒1060032
東京都港区六本木4丁目1-4

〒218554
神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10

電話番号

03-3586-6041

044-520-9549

確認

クリア

前ページに戻る

74

届出年月日を入力してください。

法人名・住所・代表者または選任代理人の氏名を入力してください。

変更年月日を入力してください。

該当する変更理由を選択してください。

変更箇所のみ入力してください。

担当者名・所属部署・連絡先を入力してください。

● 所属部署以外は必須項目です。

「電子申告等届出書」の「識別コード送付先」欄の変更については、こちらから届け出ることができます。

変更内容を入力し、**確認**をクリックしてください。

「申告・納付の手続き」について、ご不明な点などがございましたら、
独立行政法人 環境再生保全機構までお問い合わせください。

- 申告手続等に関する一般事項の照会 …………… 補償業務部 業務課 TEL 044-520-9544
- オンライン申告、FD・CD申告に関する事項の照会 … 補償業務部 業務課 TEL 044-520-9543
フリーダイヤル ☎ 0120-135-304
(受付: 平日 9:30～18:00)
- 申告等賦課金算定に関する事項の照会 …………… 補償業務部 調査管理課 TEL 044-520-9547
- 汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会 …………… 補償業務部 業務課 TEL 044-520-9553
- 汚染負荷量賦課金申告に関する情報は …………… <https://www.erca.go.jp/fukakin/>
- 機構業務案内等に関する情報は …………… <https://www.erca.go.jp/>

独立行政法人 環境再生保全機構

〒 212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー 8 F

T E L 044-520-9544

F A X 044-520-2133

Eメール h-gyoumu@erca.go.jp

